

令和4年度(2022年度)

北海道環境基本計画〔第3次計画〕に基づく
施策の進捗状況の点検・評価結果(案)

令和5(2023)年6月
北海道

目 次

I	はじめに	P 1
II	点検・評価の具体的な進め方	P 1
1	基本計画における規定	P 1
2	点検・評価を行う項目～分野及び施策体系	P 2
3	点検・評価の流れ・方針	P 4
III	分野別の点検・評価	P 5
分野 1	地域から取り組む地球環境の保全	P 6
分野 2	北海道らしい循環型社会の形成	P 14
分野 3	自然との共生を基本とした環境の保全と創造	P 26
分野 4	安全・安心な地域環境の確保	P 41
分野 5	共通的・基盤的な施策	P 52

(別添) 令和 4 年度 (2022 年度) 北海道環境基本計画 [第 3 次計画] に基づく関連指標群の状況

I はじめに

北海道環境基本計画〔第3次計画〕（以下、「基本計画」という。）では、その着実な推進を図るため、基本計画に基づく施策の進捗状況を定期的に点検・評価することとしており、この度、令和3年度における施策の進捗状況等について取りまとめました。

II 点検・評価の具体的な進め方

1 基本計画における規定

点検・評価に関しては、基本計画において次のとおり規定しています。

第3章 計画の推進

（中略）

3 計画の進行管理

- 計画の着実な推進を図るため、計画に基づく施策の進捗状況を定期的に点検・評価します。
- 計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価は、施策分野ごとに定める指標群の状況等や「施策の方向」に基づく各施策の実施状況などをもとに、各施策分野の目標の達成状況や施策の進捗状況の確認、各分野それぞれの視点から見た総合的な評価などを実施し、課題等を整理することにより行います。
- 点検・評価は、PDCAサイクルの考え方に基づき、適切で効率的・効果的なものとなるようにします。また、点検・評価の実施に当たっては、知事の附属機関である環境審議会の意見を聴きながら進めます。
- 点検・評価の実施結果等については、環境白書やホームページなどを通じて広く公表します。

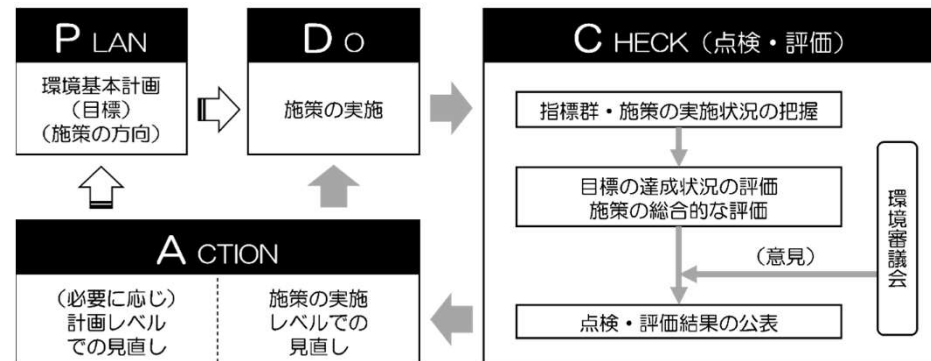


図 計画の進行管理イメージ

2 点検・評価を行う項目～分野及び施策体系（1 / 2）

点検・評価は、基本計画に掲げる「分野」及び「道の施策（施策体系）」記載の項目（5分野32施策）ごとに行います。

なお、進捗状況の傾向を明らかにするため、「分野」ごとに指標群（12指標、11個別指標、45補足データ）を定めており、これについても最新の数値を把握し、それぞれ評価しています。

分野1 地域から取り組む地球環境の保全

ア 温室効果ガス排出抑制対策等の推進
（ア）多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化
（イ）地域の特性を活かした自立・分散型エネルギーの導入等
（ウ）森林等にける吸収源対策

イ 気候変動の影響への適応策の推進

ウ その他の地球環境保全対策の推進

分野2 北海道らしい循環型社会の形成

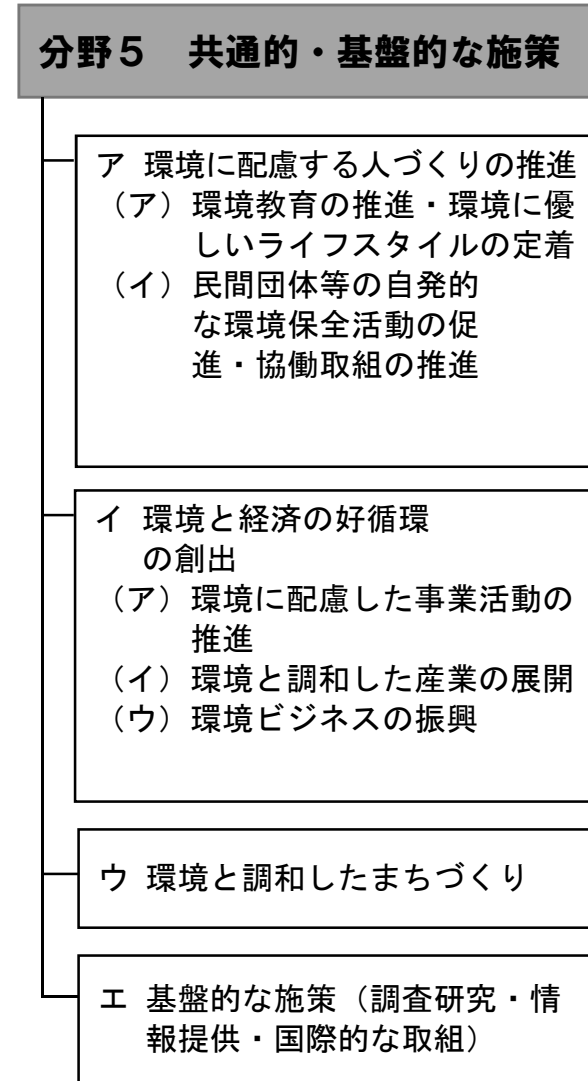
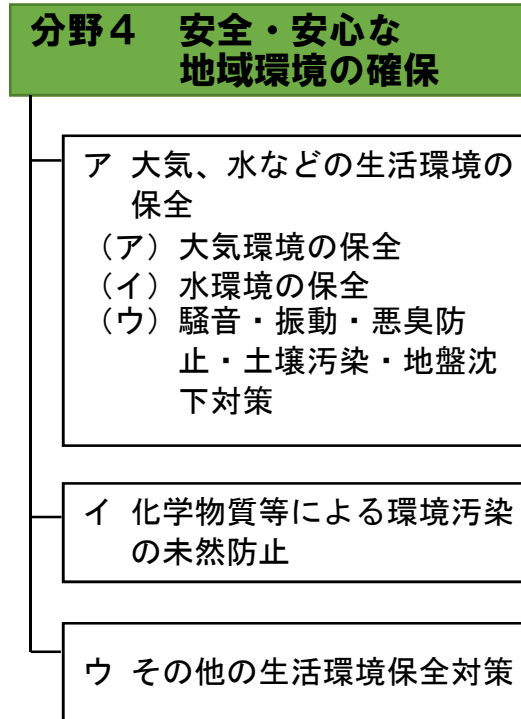
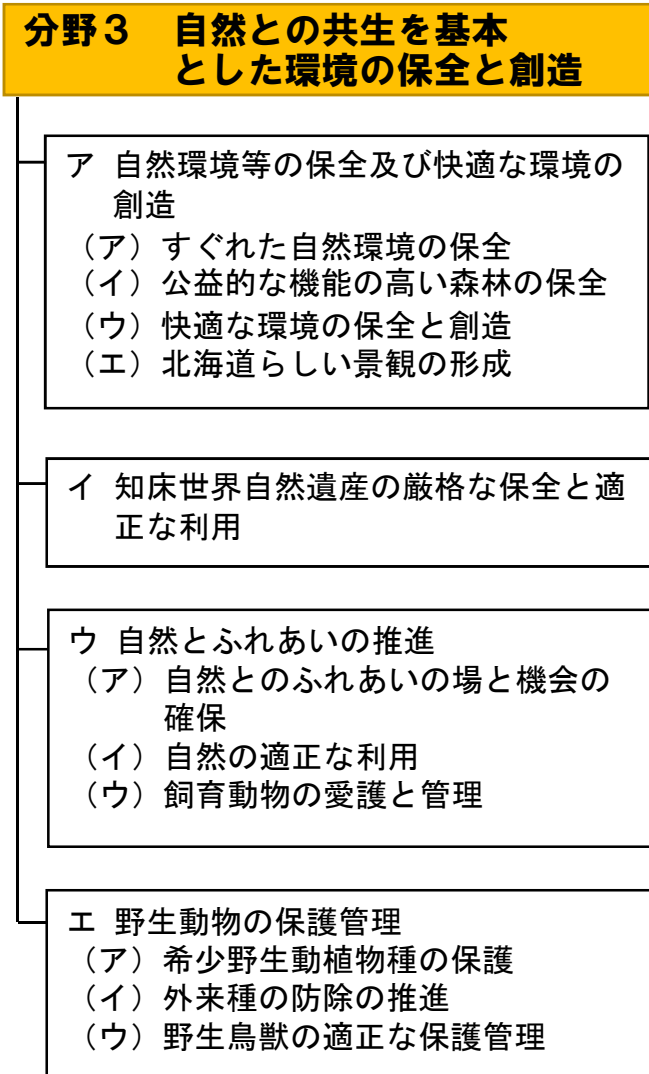
ア 3Rの推進

イ 廃棄物の適正処理の推進

ウ バイオマスの利活用の推進

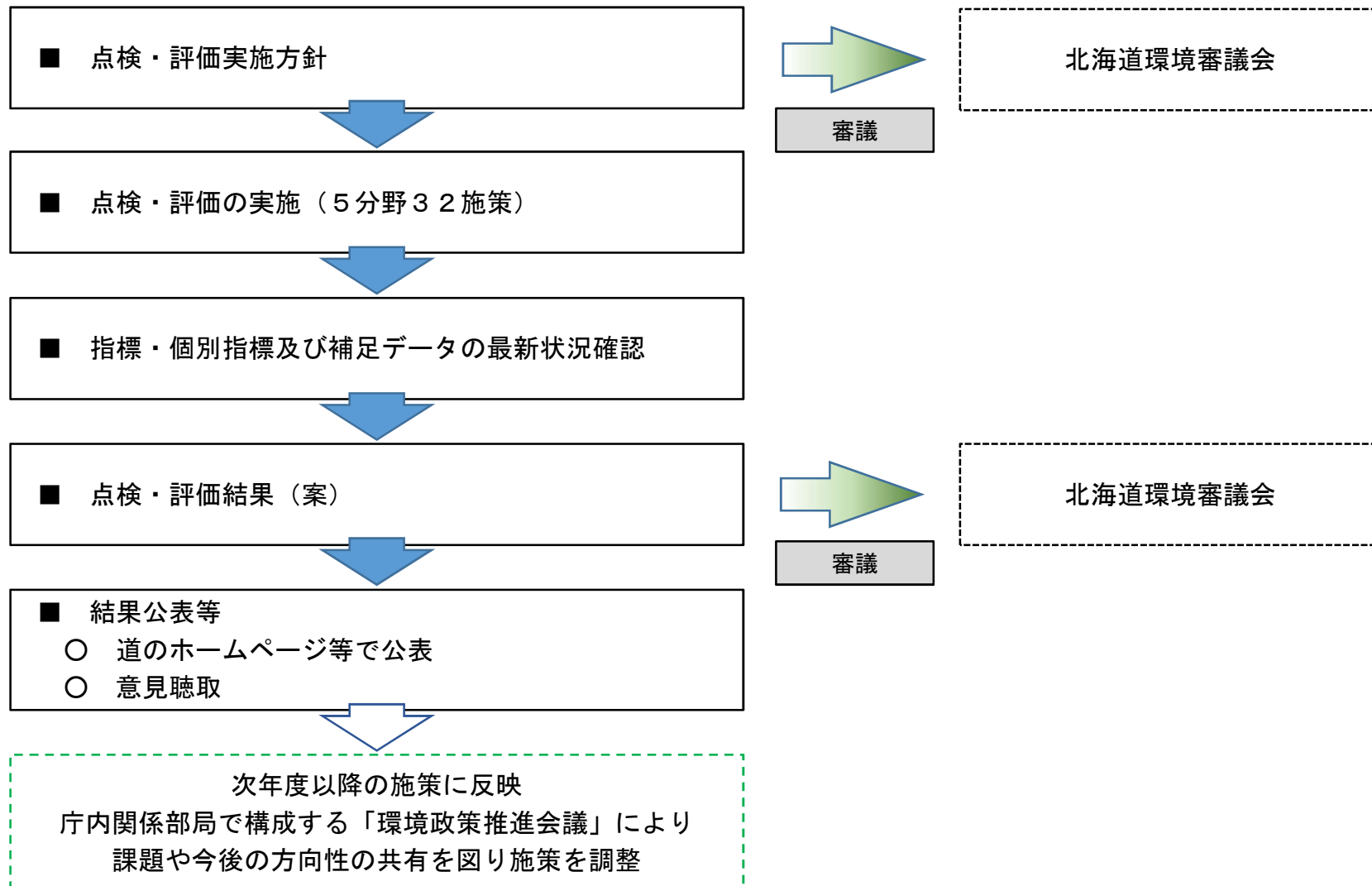
エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興

2 点検・評価を行う項目～分野及び施策体系（2／2）



3 点検・評価の流れ・方針

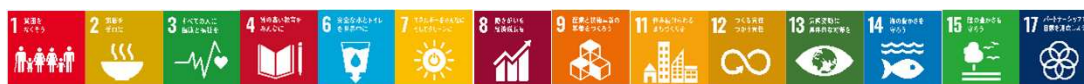
前述した32施策ごとに、「当該年度の主な取組・進捗状況」や「関連指標群の状況」を把握した上で、点検・評価を行いました。



Ⅲ 分野別の点検・評価

以下、分野ごとに、令和3年度の実績や進捗状況の評価と課題、今後の取組の方向性を記載しています。
なお、各分野ごとのSDGsの目標との関係は次のとおりです。

分野1 地域から取り組む地球環境の保全



分野2 北海道らしい循環型社会の形成



分野3 自然との共生を基本とした環境の保全と創造



分野4 安全・安心な地域環境の確保



分野5 共通的・基盤的な施策



分野 1 地域から取り組む地球環境の保全

分野1 地域から取り組む地球環境の保全

(施策の基本的な方向性)

- ① 省エネルギーの徹底やエネルギーの効率的利用により、二酸化炭素など温室効果ガスの排出を抑制する
- ② バイオマスや風力などの利活用による再生可能エネルギーの導入を推進する
- ③ 化石燃料への依存の少ないライフスタイルや事業活動への転換を推進する
- ④ 森林等における二酸化炭素吸収源対策を推進する
- ⑤ フロン類の管理の適正化などを推進する
- ⑥ 自然や社会のあり方を調整し、気候変動の影響に適応する

(令和3年度の主な取組)

ア 温室効果ガス排出抑制対策等の推進

- 地球温暖化に関する知識の普及や活動実践の促進を図る北海道地球温暖化防止活動推進員を講師として派遣して地域における取組などの企画に対して助言を行うなど、道内各地で普及啓発に取り組みました。
- 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換に向けて、「ほっかいどう・省エネ3Sキャンペーン」を展開するとともに、北海道クールアース・デイ（7月7日）を中心とした期間の普及啓発やエコ&セーフティドライブの周知などに取り組みました。
- エネルギー地産地消の先駆的なモデル事業や災害などの非常時にも安定的な電力供給が可能なモデル事業、新エネ設備の導入への支援のほか、地域へのコーディネーター派遣による事業計画・収支計画策定補助など、エネルギー地産地消の取組を支援しました。

イ 気候変動の影響への適応策の推進

- 令和3年4月に北海道気候変動適応センターを設置し、適応に関する情報の収集・発信や自治体職員向け勉強会を開催するとともに、相談窓口として周知するなど適応に関する情報のプラットフォーム化に向けた取組を行いました。

ウ その他の地球環境保全対策の推進

- フロン類適正管理の推進のため事業者などへの立入検査を行ったほか、酸性雨による生態系への影響を把握するための土壌・森林植生モニタリング調査や海岸漂着物対策のための海洋プラスチックごみ発生抑制調査を実施しました。

ア 温室効果ガス排出抑制対策等の推進 (ア) 多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化

(施策の方向)

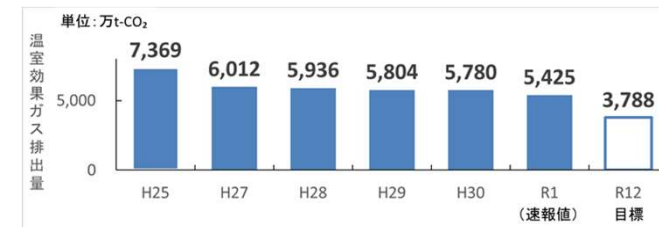
環境・経済・社会の統合的向上による脱炭素社会の実現に向け、様々な主体と「2050年までのゼロカーボン北海道の実現」という目標を共有しながら協働し、社会システムの脱炭素化に向けた取組を総合的に推進します。

(令和3年度の取組)

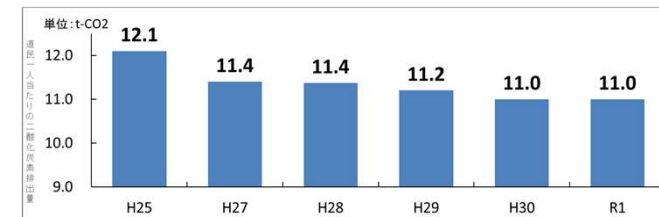
- ほっかいどう・省エネ3Sキャンペーン
 - ・北海道クールアース・デイ（7月7日）を中心とする期間に地球温暖化のための行動を促す取組を集中的に実施
 - ～動画による意識醸成
 - ～各（総合）振興局でのイベント（キャンドル配布等）
 - ・働きやすい服装で執務を行うナチュラル・ビズ・スタイルの実践
 - ・事業者へ省エネ型ビジネススタイル・ライフスタイルを呼びかけ
 - ～「クールあいらんどキャンペーン」及び「あったまろうキャンペーン」の実施（参加数3,740事業者）
 - ・エコ&セーフティドライブの普及啓発
 - ～道内各地のイベント（4回）におけるエコドライブ体験や実践方法の紹介
 - ～オンラインイベント（2回）で動画による意識醸成
- 次世代自動車等の普及促進
 - ・「環境物品等調達方針」による道における公用車の次世代自動車等の導入の推進（令和3年度末保有台数275台、令和3年度導入25台）

(定量的な取組の進捗)

- 令和元年度（速報値）の温室効果ガス実施排出量は5,425万t-CO₂と、前年度から6.1%（355t-CO₂）減少しています。引き続き、目標の達成に向けて脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換やあらゆる社会システムの脱炭素化などに取り組む必要があります。



- 一人当たりの二酸化炭素排出量は減少傾向にありましたが、令和元年度は11.0t-CO₂と前年度と同じとなっています。



ア 温室効果ガス排出抑制対策等の推進 (イ) 地域の特徴を活かした自立・分散型エネルギーの導入等

(施策の方向)

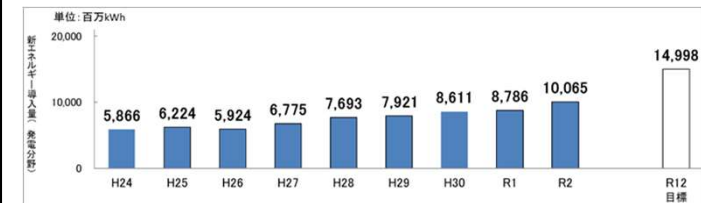
太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマス、雪氷など全国トップクラスの豊富なエネルギー資源を有効に活用した自立・分散型エネルギーの導入等を進めます。

(令和3年度の取組)

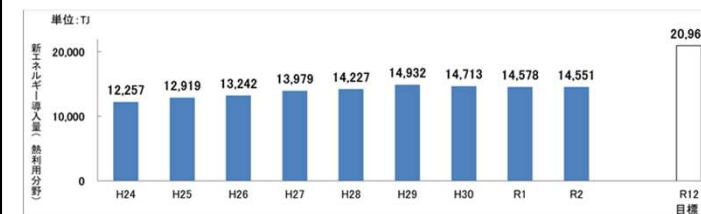
- 新エネルギー導入加速化基金を活用した事業
 - ・ エネルギー地産地消の先駆的なモデル事業 (4件)
 - ・ 非常時にも対応可能なエネルギー地産地消のモデル事業 (2件)
 - ・ 系統制約の生じている地域の新エネルギーの有効活用モデル事業 (3件)
 - ・ 新エネ設備の導入への支援 (4件)
- 水素の利用などによる脱炭素社会に向けた取組
 - ・ 燃料電池自動車等を利用した水素普及啓発 (8地域、8回)
 - ・ 燃料電池自動車 (FCV) 導入の推進
～道公用車としての率先導入 (累計1台)
- 地域新エネルギー導入アドバイザー制度
 - ・ 地域新エネルギー導入検討アドバイス (11市町村)
 - ・ 小水力発電に関する講演 (参加市町村数20市町村)

(定量的な取組の進捗)

- 新エネルギー導入量発電分野 (発電電力量) は増加傾向にあり、令和2年度の発電電力量は太陽光発電設備や風力発電設備の新設、中小水力の稼働率の増加により実績値が伸び、10,065百万kWhとなっています。引き続き、目標の達成に向けて地域における新エネルギーの開発・導入の促進に取り組む必要があります。



- 新エネルギー導入量熱利用分野は、新設がある一方、休止・廃止する施設もあり、また、バイオマスの大型プロジェクトの熱導入が進まなかったことから、近年横ばいで推移しており、令和2年度の導入量は14,551TJとなっています。引き続き、目標の達成に向けて地域における新エネルギーの開発・導入の促進に取り組む必要があります。



ア 温室効果ガス排出抑制対策等の推進 (ウ) 森林等における吸収源対策

(施策の方向)

- 「森林吸収源対策推進計画」に基づき、森林の整備や保全を着実に進めるとともに、地域材の利用を促進し、森林や木材が持つ二酸化炭素吸収・固定機能の高度発揮を図るなど、森林における吸収源対策を推進します。
- 都市公園の整備等による都市の緑地の保全や農地土壌の適切な管理といった吸収源対策を推進します。

(令和3年度の取組)

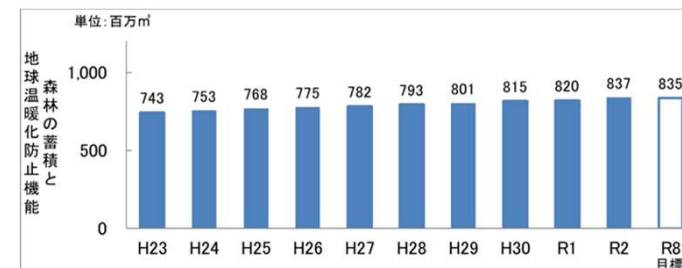
- 計画的な伐採と着実な植林や手入れが行われていない森林の整備など、森林における吸収源対策を推進しました。

(森林等における吸収源対策の取組事例) ※環境白書より抜粋

- 木質バイオマスのエネルギー利用
 - ・ 木質バイオマス（製材工場等の端材、建設発生材を含む）のエネルギー利用（148万 m^3 ）
- カーボンオフセットを活用した北海道の森林づくり
 - ・ 道有林の間伐により吸収した二酸化炭素をもとにオフセット・クレジット（J-VER）を取得し、同様のクレジットを保有する道内市町と連携してクレジットの普及・販売活動を実施（道と市町のクレジット販売量223t-CO₂）
 - ・ 民間企業7社共同企画第9弾として商品の販売を通じてカーボンオフセットを行う「北海道の森に海に乾杯！」共同キャンペーンの実施（道と市町のクレジット販売量144t-CO₂）

(定量的な取組の進捗)

- 森林の蓄積は順調に増加し、令和2年度は837百万 m^3 となっており、目標を達成しています。



イ 気候変動の影響への適応策の推進

(施策の方向)

- 気候変動により想定される災害、食料、健康などの様々な面での影響への適応を進めるため、関係機関と連携を図りながら、「産業」、「自然環境」、「自然災害」及び「生活・健康」の4つの分野について重点的に取り組むとともに、情報収集や普及啓発等を行うことにより、北海道における気候変動への適応策を推進します。
- また、必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を効果的に行うため、「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応センター」機能を確保します。

(令和3年度の取組)

- 北海道気候変動適応センターの設置（令和3年4月～）
 - ・ 道総研などの協力を得て、道内の気候変動の適応に関する研究論文データを収集、分野別に分類し、ホームページで発信
 - ・ 道内の市町村や関係団体等に対し、月1回メールニュースを配信
- 気候変動適応北海道広域協議会への参画
 - ・ 気候変動適応北海道広域協議会に参画し、各機関との情報交換や情報収集を実施（2回）
- 市町村における適応に関する理解の促進
 - ・ 気候変動適応に関するセミナー開催（1回、参加者123名）
 - ・ 自治体職員向け勉強会開催（1回、参加市町村数17市町村）

(定量的な取組の進捗)

- 気候変動の影響への適応策に関する取組の効果を把握・評価する手法は、現在、国において、開発に向けた検討を行っているところであることから、現時点では指標を設定しないこととし、今後、評価手法が確立した後、北海道の指標を設定します。

ウ その他の地球環境保全対策の推進

(施策の方向)

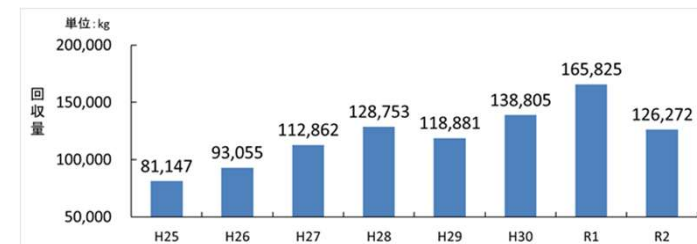
- 温室効果ガス排出抑制及びオゾン層保護のため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を推進します。
- 酸性雨や海洋汚染、漂着ごみなどの広域的な環境問題に対応するため、国等と連携し適切なモニタリング・調査研究等を行います。

(令和3年度の取組)

- フロン類対策
 - ・ 北海道フロン類適正管理推進会議の開催
～フロン類の適正管理を推進するため、フロン類使用機器の管理者や機器整備事業者、充填回収業者など関係事業者・団体と連携
 - ・ 管理者や関係事業者への立入検査
～点検の実施や漏えいの実態など管理状況について確認
- 酸性雨
 - ・ 土壌・森林植生モニタリング調査
～生態系への影響を早期に把握するため、支笏・洞爺国立公園や知床国立公園において実施
- 海岸漂着物対策
 - ・ 海洋プラスチックごみ発生抑制対策調査
～5河川及びその河口海岸23地点（河川域18地点、海岸域5地点）で調査を実施
～河川域においては、ほとんどの地点でプラスチックごみが最も多かった
～海岸域においては、流木（自然物）を除くと、全ての地点でプラスチックごみ（人工物）が最も多かった
 - ・ 海岸漂着物等の処理
～海岸管理者や市町村等が国の地域環境保全対策費補助金を活用して回収・処理、発生抑制対策事業を実施

(定量的な取組の進捗)

- フロン排出抑制法に基づく令和2年度のフロン類の回収量は、約12万6千kgとなっており、前年度と比べ約3万9千kg減少しています。
なお、破壊量は毎年回収量の8割程度で推移しています。



分野1 地域から取り組む地球環境の保全（総括）

（進捗状況の評価と課題）

- 温室効果ガス排出量は減少傾向にあり、引き続き、目標の達成に向けて取組を進める必要があります。また、部門別の二酸化炭素排出量は、産業部門が31.8%、運輸部門が23.5%、家庭部門が20.3%、となっています。
- 新エネルギー導入量のうち発電分野は前年度と比べて14.6%増加している一方、熱利用分野は横ばいとなっており、目標の達成に向けて、今後は熱利用分野の導入拡大が必要です。
- 森林の蓄積は令和2年度で837百万m³となっており、目標を達成しています。
- ゼロカーボン北海道の実現に向けて、地域特性を活かし廃棄物等を利用した環境にやさしいエネルギーの導入を進めることは、廃棄物の適正利用につながるとともに、二酸化炭素吸収・固定に寄与する森林の整備は、野生生物の重要な生息・生育環境の保全につながる重要な取組です。一方、気候変動の緩和策として再生可能エネルギーの導入を促進することについては、大型風力発電や太陽光発電などの設置予定地の生態系や周辺的生活環境に大きな影響を与える可能性があることから、環境アセスメント制度を適切に運用する必要があります。

（今後の取組の方向性）

ア 温室効果ガス排出抑制対策等の推進

- 2050年までのゼロカーボン北海道の実現という目標を共有しながら協働し、社会システムの脱炭素化に向けた施策に引き続き取り組めます。
- 豊富なエネルギー資源を有効に活用した自立・分散型エネルギーの導入に向けた施策や道産木材の利用など森林による二酸化炭素吸収源対策に引き続き取り組めます。

イ 気候変動への適応策の推進

- 道民や事業者の適応に対する関心を深め、それぞれの主体における取組が促進されるよう、引き続き関係機関等と連携して適応の情報提供や普及啓発を行います。

ウ その他の地球環境保全対策の推進

- 温室効果ガス排出抑制及びオゾン層保護のため、引き続きフロン類の管理の適正化に取り組めます。
- 酸性雨のモニタリングや海岸漂着物対策など広域的な環境問題に引き続き取り組めます。

分野 2 北海道らしい循環型社会の形成

分野2 北海道らしい循環型社会の形成

(施策の基本的な方向性)

- ① 廃棄物等の発生・排出を抑制し、循環資源の循環的利用を推進する
- ② 廃棄物の適正処理を推進する
- ③ 廃棄物系及び未利用バイオマスの利活用を推進する
- ④ リサイクル関連産業を振興し、循環型社会ビジネス市場の拡大を図る

(令和3年度の主な取組)

ア 3Rの推進

- 3Rの取組を道民運動として定着させるため、各(総合)振興局において市町村などと連携して3Rキャンペーンなどを行ったほか、「北海道容器包装の簡素化を進める連絡会」と連携して、容器包装の簡素化に関するパネル展を実施しました。
- 廃棄物の発生・排出の抑制や減量化、リサイクルの推進などの3Rの取組の参考となる啓発資材の作成・配布を行いました。
- ビジネスEXPOにおいて北海道認定リサイクル製品及びリサイクルブランドの製品や紹介パネルの展示を行いました。
- プラスチックごみ削減に向け、道庁内で率先した取組を進めてきたほか、事業者の廃棄物発生・排出抑制に関する意識を高め、環境配慮経営を定着させるため、「北海道ゼロ・エミ大賞」の表彰を行いました。

イ 廃棄物の適正処理の推進

- 市町村が「一般廃棄物処理計画」や「循環型社会形成推進地域計画」を策定する際に必要な助言を行ったほか、立入検査を実施するなど、適切な維持管理の徹底を図りました。
- 産業廃棄物について、地域の実情に合った処理体制の整備、リサイクルや減量化の推進、不法投棄など、関係機関と情報交換や協議を行ったほか、産業廃棄物を多量に排出する事業場や処理業者等への立入検査を行いました。

ウ バイオマスの利活用の推進

- 北海道バイオマスネットワーク会議において、メールマガジンの発行やセミナーの開催など、先進的な利活用の情報発信などを行いました。

エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興

- 北海道循環資源利用促進協議会において、「建設混合廃棄物処理効率化・資源化促進」など廃棄物の資源化に向けた課題を解決するため、リサイクルの可能性などの検討を行いました。
- 循環資源利用促進税を活用し、産業廃棄物のリサイクル等の設備整備や試作段階にあるリサイクル製品などの事業化に向けた実証実験に対する補助などを行いました。

ア 3Rの推進

(施策の方向)

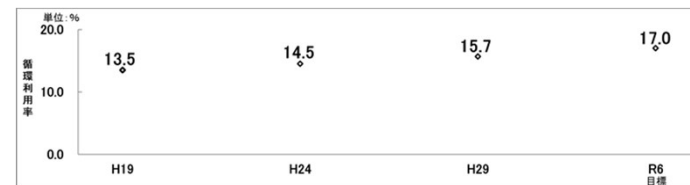
- 3Rを推進するため、環境に配慮するライフスタイル・ビジネススタイルの定着に向けた普及啓発や、廃棄物の排出抑制・リサイクルに係る基盤整備を進めるほか、各種リサイクル法に基づき、個別分野のリサイクルを推進します。

(令和3年度の取組)

- 普及啓発
 - ・ 3Rハンドブックやポスターの作成
(ハンドブック800部、ポスター450部)
 - ・ 各(総合)振興局での3Rキャンペーン(10振興局)
 - ・ 容器包装の簡素化に関するパネル展(12月9日~12月10日)
 - ・ 第35回ビジネスEXPOで北海道認定リサイクル製品等をPR
- プラスチックごみ削減に向けた取組
 - ・ コンビニエンスストアと連携してレジ袋辞退を呼びかけ
- 北海道ゼロ・エミ大賞
 - ・ 優秀賞1件(食品リサイクルループの取組)を表彰
- 市町村による取組
 - ・ 容器包装廃棄物の分別収集
(令和2年度回収量:約16万トン)
- 住民団体、民間における取組
 - ・ 自治会・町内会などによる集団回収の実施(10,707団体)
 - ・ 家電リサイクル法に基づくテレビ等4品目の引き取りや再商品化など(令和2年度:約58万台)

(定量的な取組の進捗)

- 平成29年度の循環利用率は15.7%で平成24年度から向上していますが、目標の達成に向けて、引き続き、関係事業者や市町村へ周知するなど取組の推進が必要です。



イ 廃棄物の適正処理の推進

(施策の方向)

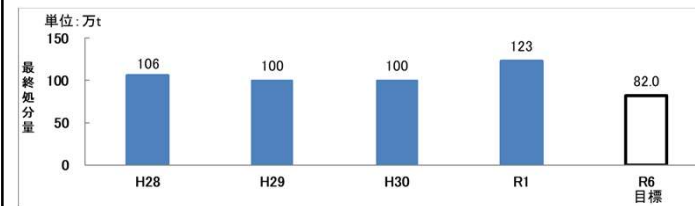
- 一般廃棄物の処理を担う市町村等に対し、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるよう有効な情報提供や技術的支援等を行い、適正処理の徹底や施設整備を促進します。また、大規模災害の発生に備え、災害廃棄物にかかる対策を推進します。
- 産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対し、監視・指導等を行うとともに、優良処理業者を育成し、適正処理を推進します。また、関係機関等との適切な役割分担のもと、PCB廃棄物などの有害廃棄物の適正処理を進めます。
- 不法投棄や不適正処理について、市町村、北海道警察、海上保安庁等の関係機関と連携し、適正処理に関する普及啓発等により未然防止を図るとともに、監視体制を強化して早期発見・早期対応に努めます。

(令和3年度の取組)

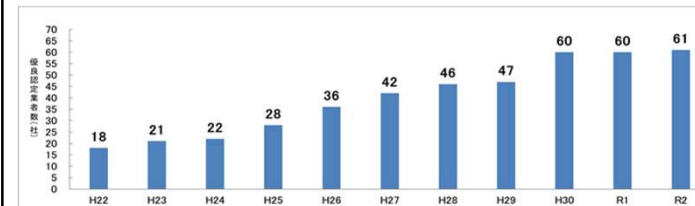
- 一般廃棄物の適正処理
 - ・ 循環型社会形成地域計画策定への助言（令和3年度8件）
 - ・ 空き缶等散乱防止をテーマとしたポスター及び標語の公募、入賞作品の展示、啓発資材への応用
（応募数：ポスター110作品、標語1,093作品）
- 産業廃棄物の適正処理
 - ・ 第一管区海上保安本部や道警察本部などとの情報交換及び協議の実施
 - ・ 産業廃棄物排出事業場等への立入検査（令和2年度2,228件）
 - ・ 電気機器のPCB分析費用の補助（44件）
- 不法投棄等の防止
 - ・ 廃棄物不法投棄等対策指導員の配置（5振興局）
 - ・ 環境月間（6月）と廃棄物適正処理推進月間（10月）にスカイパトロールや廃棄物運搬車両の路上検問、新聞広告等を実施
 - ・ 多くの道民や企業などからの情報提供を目的に設置した「産廃110番」（0120-53-8124）への通報（36件）

(定量的な取組の進捗)

- 平成30年度まで横ばいで推移しています。令和元年度から推計方法を変更しており、単純に前年度までと比較はできません。目標の達成に向けては遅れが見られることから、3Rの推進など、さらなる取組が必要です。



- 令和2年度の産業廃棄物処理業者の優良認定業者数は、61社となっています。地域では道央広域に集中していることから、他地域での取組促進が求められます。

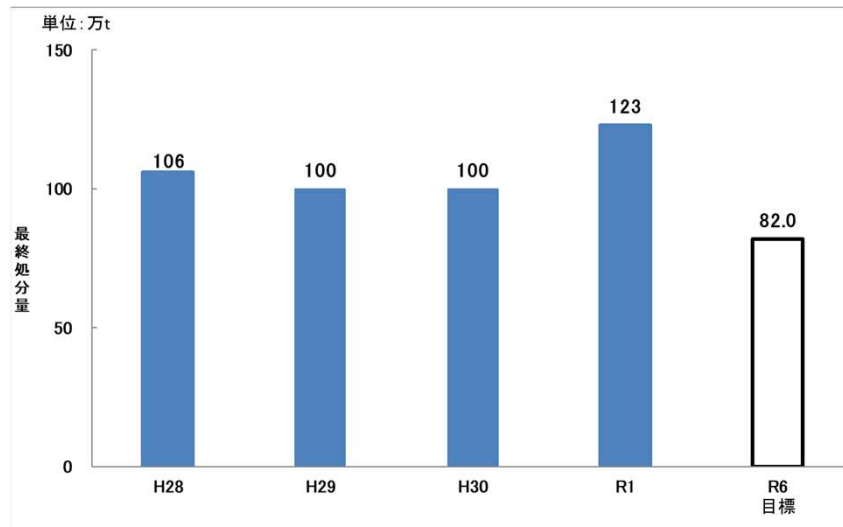


イ 廃棄物の適正処理の推進（1 / 5）

関連指標の結果 1

①最終処分量

平成30年度まで横ばいで推移しています。令和元年度から推計方法を変更しており、単純に前年度までと比較はできません。目標の達成に向けては遅れが見られることから、3Rの推進など、さらなる取組が必要です。



最終処分量（地域別）

令和元年度の地域別に占める割合は、道央広域で62%、次いで道北で15%となっています。

(単位: 万t)

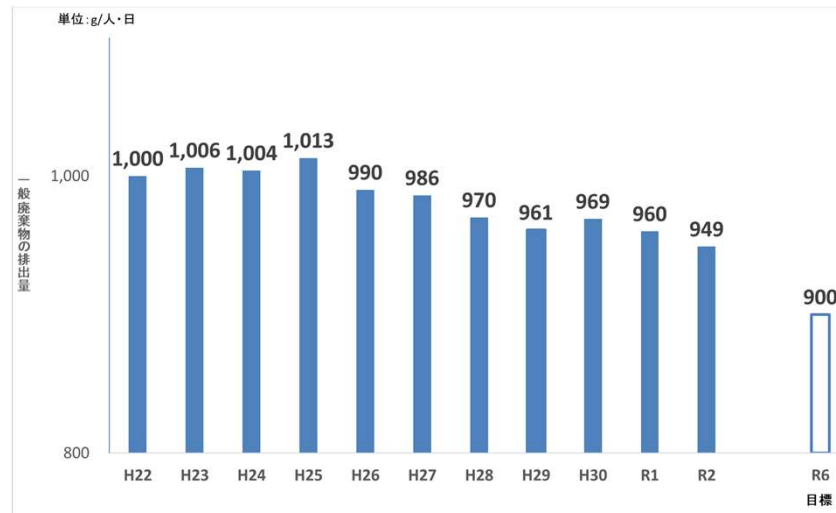
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
道央広域	83.9	74.8	71.9	75.1	69.2	66.5	66.7	55.7	56.6	76.8
道南	7.6	5.7	7.8	8.1	7.8	7.9	7.6	7.2	7.4	6.3
道北	13.4	19.5	13.0	13.5	12.8	13.0	12.9	13.9	13.7	18.9
オホーツク	12.3	7.1	7.7	7.5	6.9	7.3	7.2	7.4	7.3	9.8
十勝	7.1	7.5	5.9	5.7	5.4	5.5	5.6	8.9	9.0	6.9
釧路・根室	6.8	8.8	5.9	6.1	5.6	5.6	5.9	6.5	6.4	4.5
合計	131.1	123.4	112.2	116.0	107.7	105.8	105.9	99.6	100.4	123.2

イ 廃棄物の適正処理の推進（2 / 5）

関連指標の結果2

②一般廃棄物の排出量（一人1日当たり）

平成22年度以降、順調に減少しており、令和2年度の一般廃棄物の一人1日当たりの排出量は949gと、前年度から11g減少していますが、目標の900g達成に向けて若干の遅れが見られることから、3Rの推進など、目標達成に向けてさらなる取組が必要です。



一般廃棄物の排出量（地域別）

地域別では十勝が目標を達成した排出量となっています。釧路・根室や道南、オホーツク地域で排出量が多くなっています。

(単位:g/日・人)

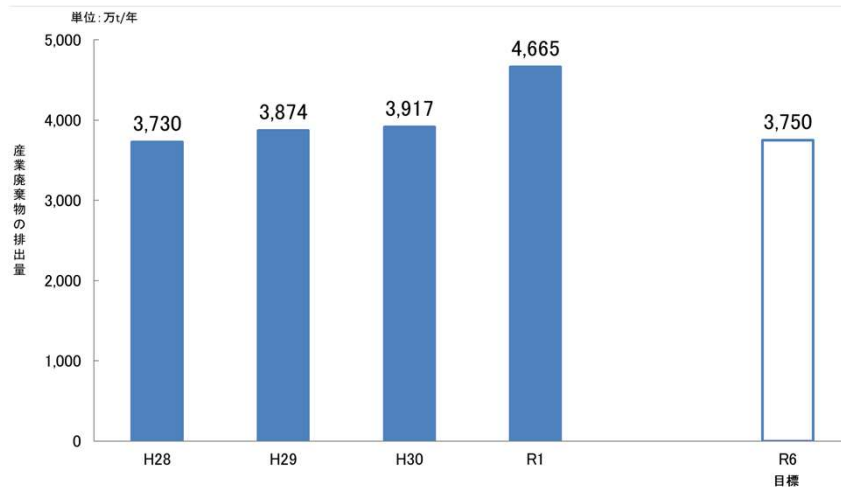
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
道央広域	1,019.2	1,006.7	1,001.8	1,004.5	982.4	967.6	948.9	935.8	942.4	928.2	912.0
道南	1,088.9	1,050.4	1,062.6	1,075.3	1,059.3	1,064.1	1,064.5	1,055.3	1,083.4	1,102.9	1,082.0
道北	976.6	965.4	976.7	991.8	980.6	983.6	978.9	992.2	1,000.5	990.0	977.6
オホーツク	1,015.7	1,023.5	1,026.1	1,040.7	1,003.9	1,017.3	995.1	976.7	975.9	990.5	1,013.4
十勝	885.8	880.2	884.4	916.4	887.5	878.8	879.4	881.0	889.9	880.6	894.6
釧路・根室	1,156.3	1,132.1	1,100.2	1,136.9	1,091.8	1,121.3	1,126.9	1,116.7	1,123.9	1,113.5	1,117.4

イ 廃棄物の適正処理の推進（3 / 5）

関連指標の結果3

③産業廃棄物の排出量

平成30年度まで微増で推移しています。令和元年度から推計方法を変更しており、単純に前年度までと比較はできません。目標の達成に向けては遅れが見られることから、3Rの推進など、さらなる取組が必要です。



産業廃棄物の排出量（地域別）

令和元年度の地域別に占める割合は、道央広域で39%、次いで十勝17%、道北と釧路・根室で16%となっています。

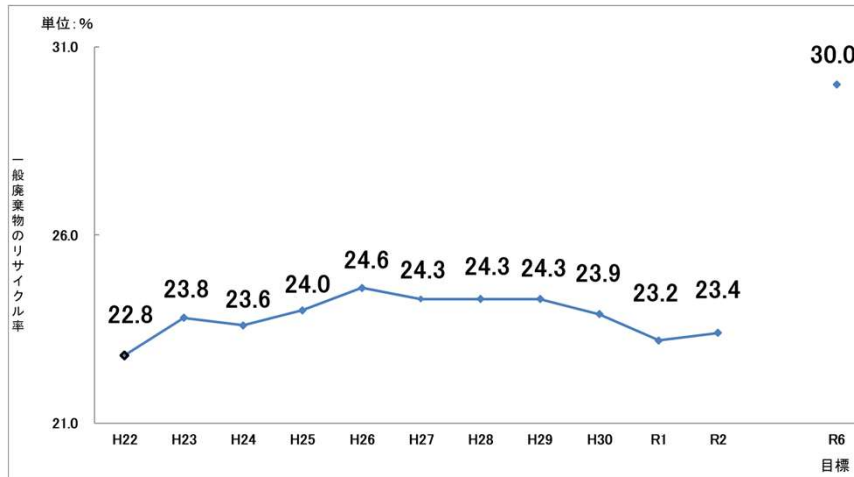
	(万t)									
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
道央広域	1,561	1,522	1,553	1,542	1,546	1,536	1,393	1,582	1,482	1,832
道南	192	261	185	183	183	178	182	180	191	196
道北	452	468	418	419	417	403	430	374	418	769
オホーツク	369	328	344	330	325	318	338	331	331	358
十勝	716	676	701	653	647	663	700	620	714	772
釧路・根室	637	660	674	631	629	636	688	788	780	739
合計	3,925	3,915	3,875	3,757	3,746	3,733	3,730	3,874	3,917	4,665

イ 廃棄物の適正処理の推進（4 / 5）

関連指標の結果 4

④一般廃棄物のリサイクル率

一般廃棄物のリサイクル率は近年、横ばいで推移し、令和2年度は23.4%と前年度から0.2ポイント上昇していますが、目標の達成に向けて遅れが見られることから、3Rの推進など、目標達成に向けてさらなる取組が必要です。



一般廃棄物のリサイクル率（地域別）

地域別では道央広域（25.4%）と十勝（24.8%）が平均を上回っており、道南（15.6%）はリサイクル率が低い状況が続いています。

(単位：%)

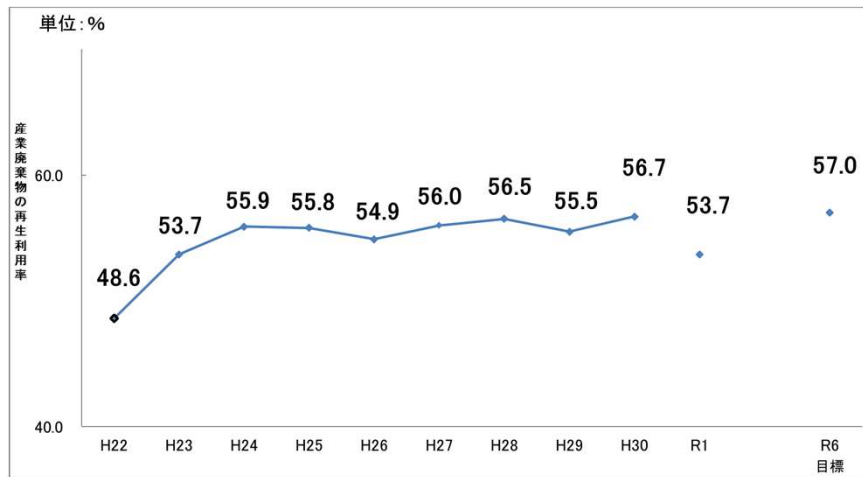
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
道央広域	23.3	25.0	24.6	25.2	26.2	25.8	25.9	25.9	25.4	24.8	25.4
道南	18.0	17.8	17.9	18.0	17.6	17.6	18.2	18.3	18.4	15.9	15.6
道北	22.9	23.1	23.0	22.6	23.0	22.6	22.7	22.3	22.4	22.2	21.7
オホーツク	22.1	22.0	22.1	21.7	22.1	21.3	21.4	22.0	21.7	21.4	21.0
十勝	26.7	26.4	26.4	28.0	27.8	27.2	27.0	26.2	25.6	24.9	24.8
釧路・根室	21.8	21.5	22.3	21.8	22.3	21.9	21.1	20.9	20.6	20.4	20.2

イ 廃棄物の適正処理の推進（5 / 5）

関連指標の結果5

⑤産業廃棄物の再生利用率

平成30年度まで近年横ばいで推移しています。令和元年度から推計方法を変更しており、単純に前年度までと比較はできません。目標の達成に向けては遅れが見られることから、3Rの推進など、さらなる取組が必要です。



産業廃棄物の再生利用率（地域別）

令和元年度の地域別の再生利用率は、道北が最も多く78.1%となっており、次いで十勝が70.6%となっている一方、道央広域では28.8%とあらためて低い傾向が確認されました。

(単位：%)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
道央広域	32.8	36.4	40.0	40.7	39.3	40.9	43.8	44.7	44.0	28.8
道南	48.9	59.6	57.7	58.6	57.3	58.3	57.6	59.2	59.7	61.5
道北	52.2	62.1	61.0	61.3	60.6	61.2	57.1	64.2	68.8	78.1
オホーツク	59.5	65.5	57.3	66.8	66.8	67.2	68.0	67.4	67.7	67.4
十勝	62.6	67.2	70.1	69.5	69.5	69.9	70.0	69.6	70.5	70.6
釧路・根室	62.8	65.8	68.6	68.0	67.6	68.1	62.0	56.1	56.5	63.8

ウ バイオマスの利活用の推進

(施策の方向)

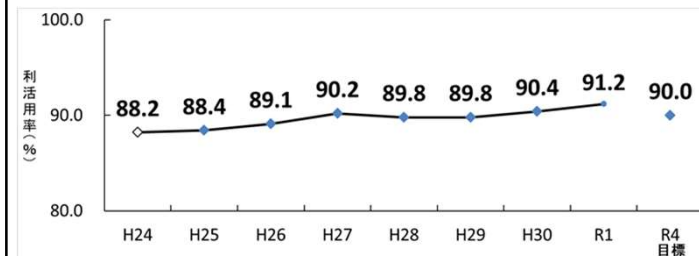
- 「北海道バイオマス活用推進計画」に基づき、市町村などの取組を促進するとともに、利活用システムの構築や施設整備を支援します。

(令和3年度の取組)

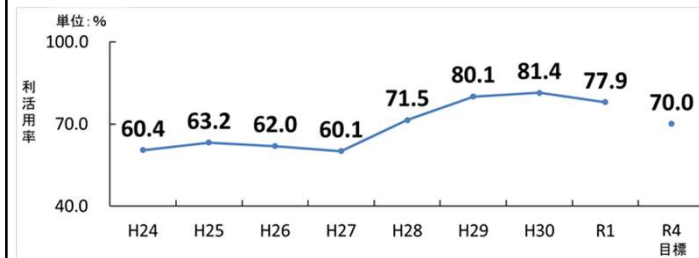
- 北海道バイオマスネットワーク会議
 - ・北海道バイオマスネットワークフォーラム2022の開催
(オンライン：参加者244名)
～基調講演、情報提供5件、事例報告4件
 - ・メールマガジンの発行(6回)
- 国によるバイオマス産業都市の選定
 - ・道内選定(累計37市町村)
～令和3年度1件選定
(雄武町～集中型バイオガスプラントプロジェクト)

(定量的な取組の進捗)

- 廃棄物系バイオマス利活用率は近年増加しており、令和元年度は91.2%と、前年度から0.8ポイント上昇し、目標を達成しています。引き続き、バイオマスの先進的な利活用の情報を発信するなど、利活用率向上に向けた取組が必要です。



- 未利用バイオマス利活用率は近年、上昇していましたが、令和元年度は77.9%と3.5ポイント低下しています。目標は達成していますが、引き続き、バイオマスの先進的な利活用の情報を発信するなど、利活用率向上に向けた取組が必要です。



エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興

(施策の方向)

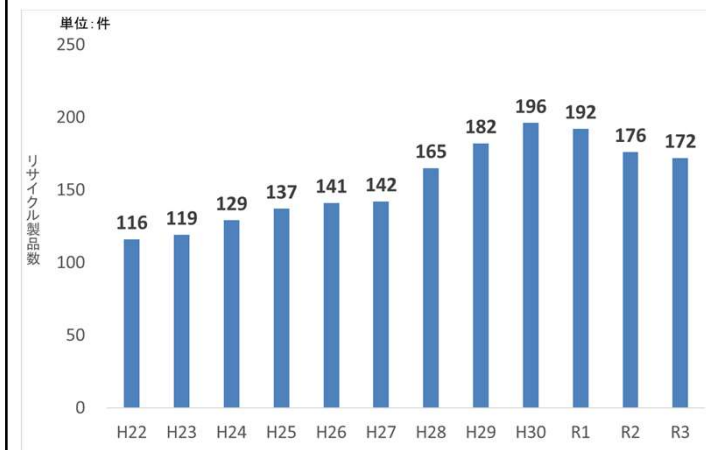
- リサイクル関連産業の創出・育成や再生品の利用拡大・生産拡大の促進などにより、循環型社会ビジネスの振興を図ります。

(令和3年度の取組)

- 北海道循環資源利用促進協議会
 - ・未利用循環資源についてリサイクルの可能性などを検討
～建設混合廃棄物処理効率化・資源化推進WG（1回）
～使用済み太陽光発電パネル・リサイクルスキーム構築検討WG（2回）
～廃石こうボードリサイクル促進事業化WG（3回）
- 循環資源利用促進税事業
 - ・産業廃棄物のリサイクル等の設備整備や研究開発に対する補助（23件）
 - ・中小企業等へのリサイクルアドバイザーの派遣（1件）
 - ・試作段階にあるリサイクル製品などの事業化に向けた実証実験や市場調査に対する補助（1件）
 - ※平成28年度から令和2年度に整備された設備による最終処分量の削減効果
～再生利用量51万トン、減量化量約3万トン
- 再生品の利用拡大の推進
 - ・北海道認定リサイクル製品の優先使用及び普及啓発
北海道認定リサイクル製品の認定（令和3年度末172製品）
北海道リサイクルブランドの認定（令和3年度認定数2製品、令和3年度末6製品）

(定量的な取組の進捗)

- 北海道認定リサイクル製品数は順調に増加してきましたが、近年は減少傾向にあり、令和3年度は172製品と、最多だった平成30年度の196製品と比較して24製品減少しています。



分野2 北海道らしい循環型社会の形成（総括）

（進捗状況の評価と課題）

- 最終処分量、産業廃棄物の排出量が前年度から増加している一方、産業廃棄物の再生利用率が減少しています。特に道央広域では産業廃棄物の排出量が大きく増加しているにも関わらず、再生利用率は減少しており、産業廃棄物の対策が必要です。
- 一般廃棄物の一人1日当たりの排出量は減少しているものの、目標の達成には至っておらず、地域別では令和2年度現在で目標（令和6年度：900g/人・日）を達成しているのは十勝のみとなっています。また、リサイクル率は全道的に横ばい傾向にあり、排出量の削減・リサイクル推進に向けて、引き続き取組を進める必要があります。
- バイオマス利活用率は廃棄物系、未利用ともに目標を達成しています。
- 循環型社会の形成に向けて、廃棄物の減量化やリサイクルなど3Rを進めるとともに、不法投棄などを防止し、廃棄物の適正処理に取り組むことは、生活環境の保全や環境負荷の低減につながるほか、廃棄物由来の温室効果ガス排出量減少に寄与することから、重要な取組です。また、未利用木材などバイオマス資源を有効利用することは、森林環境の整備や生物多様性の保全につながることから、引き続き積極的に進めていく必要があります。

（今後の取組の方向性）

ア 3Rの推進

- 3Rの取組を定着させるための普及啓発に取り組むとともに、プラスチックごみの削減に係る実践行動の定着に取り組みます。

イ 廃棄物の適正処理の推進

- 一般廃棄物の適正処理に向けて、市町村への情報提供や技術的支援等に取り組むほか、環境美化の普及啓発に取り組みます。
- 産業廃棄物の適正処理に向けて、排出事業者や処理業者に対する監視・指導等に取り組むほか、関係機関と連携し、リサイクルや減量化の推進に取り組めます。
- 不法投棄等の防止に向けて、関係機関と連携した監視活動や普及啓発に取り組めます。

ウ バイオマスの利活用の推進

- 引き続き、産学官で構成する「北海道バイオマスネットワーク会議」を通じた情報共有の促進やフォーラム開催による普及啓発に取り組むとともに、地域バイオマス利活用促進事業等の補助事業により、地域のバイオマス利活用に必要な施設整備等の取組を支援します。

エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興

- 未利用循環資源のリサイクルの可能性検討や産業廃棄物のリサイクル等の設備整備補助等に取り組むほか、北海道認定リサイクル製品など再生品の利用拡大に取り組めます。

分野3 自然との共生を基本とした環境の保全と創造

(3) 自然との共生を基本とした環境の保全と創造

(施策の基本的な方向性)

- ①自然公園や自然環境保全地域等のすぐれた自然を保全する
- ②森林、農地、水辺等有する環境保全機能の維持増進を図る
- ③みどりや水辺とのふれあいづくりを推進する
- ④北海道らしい広域的な景観づくりを推進する
- ⑤自然環境の保全と適正な利用により、自然とのふれあいを推進する
- ⑥動物愛護精神の普及を図る
- ⑦希少野生動植物種の保護管理や、外来種による生態系等への影響低減などにより、生物多様性の保全を図る
- ⑧鳥獣の生息環境の保全や、鳥獣による農林水産業等被害の防止など、野生鳥獣の適正な保護管理を推進する

(令和3年度の主な取組の進捗状況)

ア 自然環境等の保全及び快適な環境の創造

- すぐれた自然環境を保全するため、自然公園の適正な保護と利用や湿原生態系の適切な保全に取り組みました。
- 地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、公益的な機能の高い森林の保全に取り組みました。
- 生物多様性の保全活動の推進や普及啓発、都市施設等の緑化などみどりの保全と創造、河川など水辺の保全とふれあいづくりなど、快適な環境の保全と創造に取り組みました。
- 快適で魅力ある都市・農村の景観づくりなど、北海道らしい景観の形成に取り組みました。

イ 知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用

- 地元や関係行政機関が一体となって、地域主導による地域の保全と適正な利用に取り組みました。

ウ 自然とのふれあいの推進

- 自然環境にやさしいツーリズムの推進や自然公園の整備と自然体験の機会の提供、ジオパークを活かした地域づくりなど、自然とのふれあいの場と機会の確保や自然の適正な利用に取り組みました。
- 動物の適正な飼養・取扱いや特定動物等の飼養など動物愛護法・条例に基づく普及啓発と指導、犬・猫の引取り及び新しい飼い主への譲渡など、飼養動物の愛護と管理に取り組みました。

エ 野生生物の保護管理

- 生物多様性保全条例に基づき希少な野生動植物を保護する取組や分布・生態調査を進めるほか、高山植物の盗掘を防止するため関係機関と連携した監視を行うなど、希少野生動植物種の保護に取り組みました。
- 「特定外来生物」に指定されているアライグマやセイヨウオオマルハナバチ対策、「指定外来種」に指定しているアズマヒキガエル対策など、外来種の防除の推進に取り組みました。
- エゾシカの管理と有効活用、ヒグマの保護管理、アザラシの管理のほか、狩猟の適正化、林業・水産業における被害対策など、野生鳥獣の適正な保護管理に取り組みました。

ア 自然環境等の保全及び快適な環境の創造 (ア) すぐれた自然環境の保全

(施策の方向)

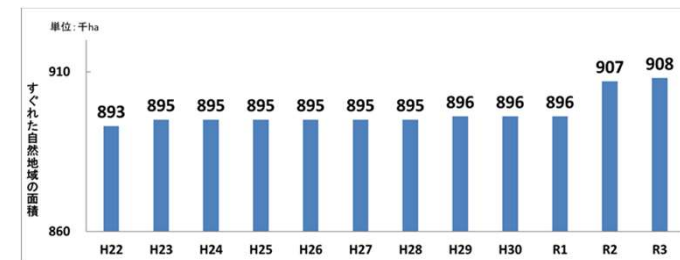
- すぐれた自然環境の保全を図るため、「北海道自然環境等保全条例」に基づき、道自然環境保全地域等の指定や自然公園にかかる公園計画の見直しを進めるとともに、保護地域の適切な管理や監視等を行います。
- 「湿原保全マスタープラン」に基づき湿原生態系の適切な保全を進めるほか、自然再生法に基づく自然再生全体構想を基に実施されている自然再生事業などを促進します。

(令和3年度の取組)

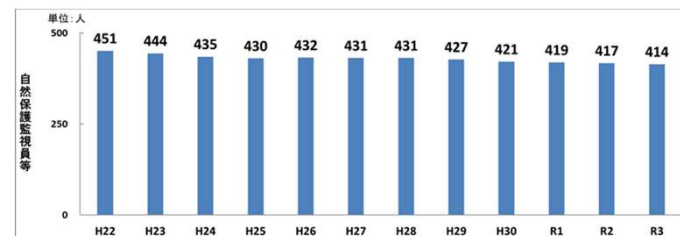
- 自然公園の利用と保護の管理
 - ・ 国定公園や道立自然公園内での工作物の設置や木竹の伐採などの行為に対する許認可手続きの実施（488件）
 - ・ 自然保護監視員等（414名）による定期的な監視や利用者への指導
 - ・ 「北海道立自然公園条例」の一部改正
～地域主体で行われる利用拠点整備や自然体験活動促進の取組を促す制度の創設
- 湿原生態系の適切な保全
 - ・ 国や関係機関、地元の方々と連携を図りながら、ラムサール条約湿地（13か所）の賢明な利用についてホームページなどによる普及啓発の実施
- その他の取組による自然環境の保全
 - ・ 藻琴川（大空町）などでは、生物の生息環境の保全・創出を目的に、掘削方法の工夫を行うなど、河川の多様な生態系に配慮した多自然川づくりの取組を推進

(定量的な取組の進捗)

- 令和3年度のすぐれた自然地域の面積は908千haとなっており、前年度と比べて微増となっています。



- 令和3年度の自然保護監視員等の人数は414人となっており、近年は減少傾向となっています。また、監視延べ日数は6,962日となっており、前年度の7,203日から減少しています。



(イ) 公益的な機能の高い森林の保全

(施策の方向)

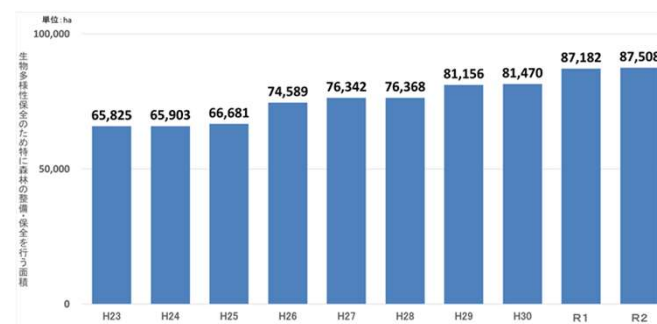
「森林づくり基本計画」に基づき、地域の特性に応じた森林づくりを進めるため、発揮を期待する機能に応じて森林を区分し、計画的な森林の整備・保全を進めます。

(令和3年度の取組)

- 地域森林計画で定めた「生物多様性ゾーン」（水辺林タイプ、保護地域タイプ）の設定の考え方を市町村へ普及、的確に森林の区域を設定し、水辺環境や希少な野生生物の生育・生息地に配慮した森林整備を推進
- 地球温暖化の防止、生物多様性の保全、水源の涵養など森林が持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の生物多様性の保全や貴重な森林生態系の維持・保全に配慮した森林づくりを推進
- 水産業や農業など他産業との連携や国有林と民有林との連携による流域一体となった森林の整備・保全を推進

(定量的な取組の進捗)

- 令和2年度の森林所有者等が生物多様性保全のため特に森林の整備・保全を行う面積は87,508haであり、近年、着実に増加しています。



(ウ) 快適な環境の保全と創造

(施策の方向)

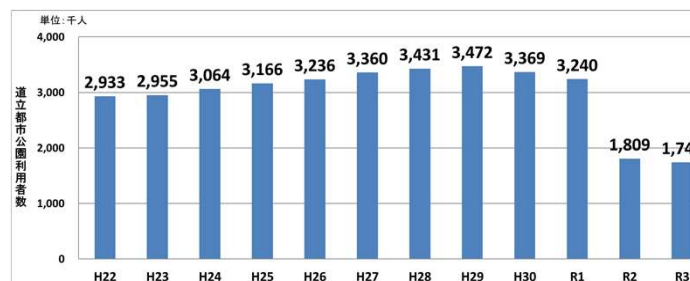
- 生物の生息空間として重要な河川、湖沼、海岸、浅海域など、多様な水辺空間の保全と整備を進めます。
- 自然の連続性などみどりのネットワーク形成や自然環境・生態系に配慮して、身近なみどりの保全・回復・創造を進めます。

(令和3年度の取組)

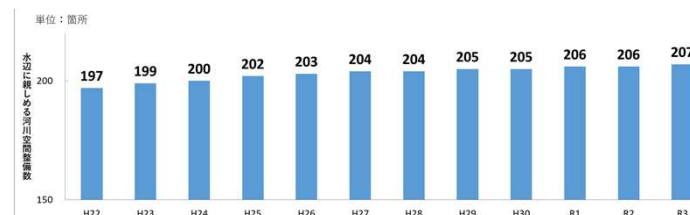
- 生物多様性の保全活動の推進
 - ・優れた活動・模範的な活動を行う企業・団体などを表彰
～「未来へつなぐ!北国のいきもの守りたい賞」(3団体)
- 生物多様性保全の普及啓発
 - ・道民カレッジの講座を活用し、生物多様性の重要性について普及啓発を実施(新型コロナ対策のため中止)
- みどりの保全と創造
 - ・道内の木や花、里山林での活動事例など身近なみどりや森林づくりに関する情報をホームページ等で提供
 - ・都市施設等の緑化
～社会資本総合交付金を活用した都市公園の整備(35市町)
～植栽による港湾の環境整備(6港)
- 水辺の保全とふれあいづくり
 - ・河川の保全とふれあいづくり
～「北海道の川づくりビジョン」を踏まえた河川改修などを実施
 - ・水辺等における環境保全機能の維持・回復・増進
～「多自然川づくり」や「環境整備事業」、上流域における「北海道の溪流環境整備基本計画」に基づく溪流の連続性、多様性の確保などの取組を推進
～「お魚殖やす植樹運動」に取り組む漁協女性部による森林づくり活動未経験者の参加を促進する植樹活動に対し助成を実施
 - ・海辺の保全とふれあいづくり
～豊かな海岸環境の保全に配慮した海岸保全施設整備など地域の特性を生かした海岸づくりを実施

(定量的な取組の進捗)

- 令和3年度の都市公園のうち道立公園利用者数は174万人となっており、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少しています。



- 水辺に親しめる河川空間整備の累計は、令和3年度までに207か所となっており、着実に整備が進んでいます。



(エ) 北海道らしい景観の形成

(施策の方向)

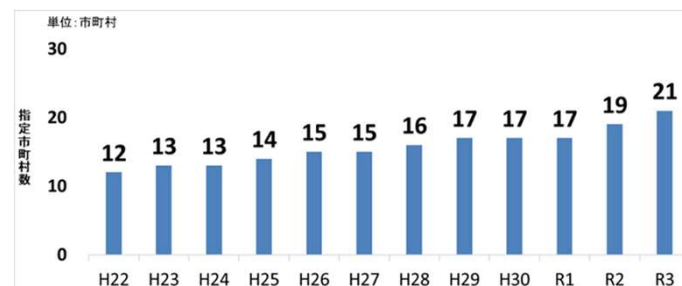
「景観形成ビジョン」に基づき、「美しい景観のくに、北海道」を目指して、自然と調和した良好な景観形成を推進します。

(令和3年度の取組)

- 「北海道景観条例」や「北海道屋外広告物条例」に基づく景観形成に関する施策の推進
 - ・ 自然公園等の豊かな自然の保全や整備による美しい自然環境の維持、水辺や緑化空間などがある都市公園における自然を感じることができる市街地の景観づくりの推進
 - ・ 「北海道公共事業景観形成指針」に基づき、河川改修事業の際に周辺景観との調和に配慮するなど良好な景観づくりの実施
- 快適で魅力ある都市・農村の景観づくり
 - ・ ゆとりある歩行者空間の確保、路上駐輪対策に係る施設配置、無電柱化や街路樹・花壇など、街並みに配慮した生活環境を整備
 - ・ 地域の人々が一体となって行う景観形成や生態系の保全、開拓の歴史等を伝える建造物の保存など、本道ならではの農村景観の維持や保全を推進

(定量的な取組の進捗)

- 景観行政団体への移行市町村は、令和3年度末までに21市町村となっており、近年は微増傾向にあります。



イ 知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用

(施策の方向)

世界に誇れる道民の財産である知床を将来に渡り厳格に保全するとともに、その適正な利用を図るため、関係機関と連携し保全措置や普及啓発を進めます。

(令和3年度の取組)

- 「知床世界自然遺産地域管理計画」に基づく保全と管理の推進
- 地元や関係行政機関が一体となって、地域主導による地域の保全と適正な利用への取組を推進
- 「世界自然遺産・知床の日」（1月30日）を含む期間においてパネル展を開催
 - ～オホーツク総合振興局（1月24日～1月31日）
 - ～根室振興局（1月24日～28日）
- 「知床世界自然遺産地域多利用型統合的の海域管理計画」に基づく取組
 - ・ 知床世界自然遺産地域科学委員会海域ワーキンググループの開催
 - ・ サケ科魚類モニタリング調査の実施
- 「知床半島ヒグマ管理計画」に基づく取組
 - ・ 人為的死亡個体に関する情報収集
 - ・ 看板設置等による注意喚起

(定量的な取組の進捗)

- 国及び道が策定した「知床世界自然遺産地域多利用型統合的の海域管理計画」や「知床世界自然遺産地域管理計画」では目標値を定めていないことから、本計画でも定量的な指標は設定していません。

ウ 自然とのふれあいの推進

(ア) 自然とのふれあいの場と機会の確保 (イ) 自然の適正な利用

(施策の方向)

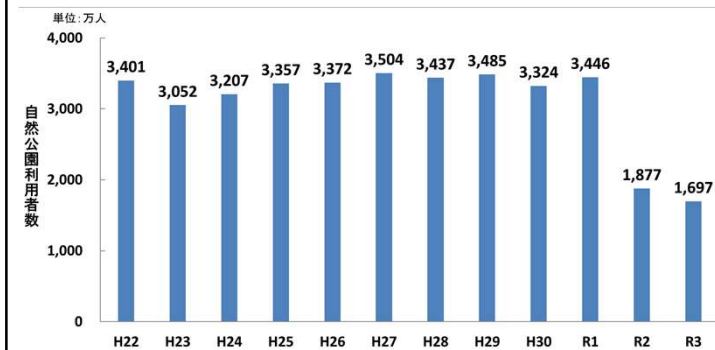
- 人々にうるおいやすらぎをもたらす自然とのふれあいを推進するため、ふれあいの場となる利用施設の整備・維持管理や自然体験などの機会の提供を進めます。
- 自然環境の適正な利用を図るため、観光・アウトドア関連の事業者とも連携し、普及啓発や人材の確保及び育成を進めます。

(令和3年度の取組)

- 自然公園の整備と自然体験の機会の提供
 - ・ 木道や防護柵など老朽化した公園施設の改修等（大雪山国立公園、釧路湿原国立公園等）
 - ・ 地域の清掃活動団体への助成（8団体）
 - ・ 「支笏湖野鳥の森」（千歳市）、「チミケップ湖野鳥公園」（津別町）や道民の森（当別町・月形町）の施設維持管理
 - ・ 野幌森林公園の自然ふれあい交流館における自然観察会等の開催（10回、参加者136名）
- 自然環境にやさしいツーリズムの推進
 - ・ 「アドベンチャートラベル・ワールドサミット」の開催（バーチャル）（9月、58カ国から600名を超える関係者が参加）
 - ・ アウトドア資格制度の運用
 - ～安全で質の高いサービスを提供するアウトドアガイドや事業者の育成
 - ～アウトドア活動を行う者を対象とした講習会の開催
- ジオパークを活かした地域づくりの推進
 - ・ 日本ジオパークとして認定された6地域に加え、認定を目指している「大雪山カムイミンタラ」を一体的にPR

(定量的な取組の進捗)

- 令和3年の自然公園利用者数は1,697万人となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が大幅に減少した令和2年の1,877万人から、さらに減少しています。



(ウ) 飼養動物の愛護と管理

(施策の方向)

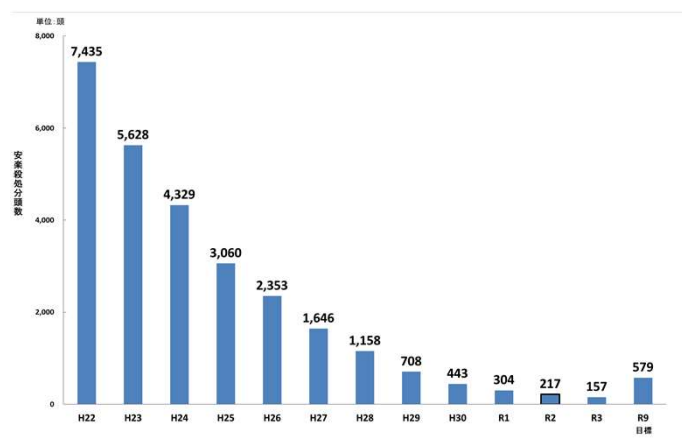
本道に適した動物愛護管理センターの体制を構築し、「動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護に関する普及啓発、特定動物の飼養者による動物の適正管理、一般家庭における動物の適正飼養などの取組を推進します。

(令和3年度の取組)

- 動物愛護管理センターの機能確保や運用に関して「北海道における動物愛護管理業務のあり方」の取りまとめを実施（10月）
- 動物の適正な飼養・取扱い
 - ・ 動物愛護週間（9月20日～26日）に各（総合）振興局で適正な飼養の普及啓発を実施
 - ～動物の飼い方教室（3振興局）
 - ～災害対策に関するパネル展示など（14振興局）
 - ・ 動物愛護推進員（81名）による地域での普及啓発の実施
 - ・ 不適正な飼養者に対する指導
 - ・ ペットショップ等への立入検査の実施（297件）
- 特定動物・特定移入動物の飼養
 - ・ ヒグマなど人に危害を及ぼすおそれのある動物（特定動物）の飼養施設（全道38施設、690頭）への立入検査の実施（15件）
 - ・ 特定移入動物（フェレット及びプレーリードッグ）飼養届出の受付（令和3年度末現在2,721頭）
- 犬・猫の引取り及び新しい飼い主への譲渡等
 - ・ 「新しい飼い主探しネットワーク事業」の実施（譲渡実績：令和3年度末現在645頭）
- その他の取組等
 - ・ 各（総合）振興局に動物愛護監視員を配置（獣医師：10名）
 - ・ 犬・猫など負傷動物の収容・治療の委託（委託先：（公社）北海道獣医師会）

(定量的な取組の進捗)

- 令和3年度の犬・ねこの安楽殺処分頭数は157頭となり、目標を達成しています。引き続き、適正な飼養の普及啓発などに取り組む必要があります。



エ 野生生物の保護管理 (ア) 希少野生動植物種の保護

(施策の方向)

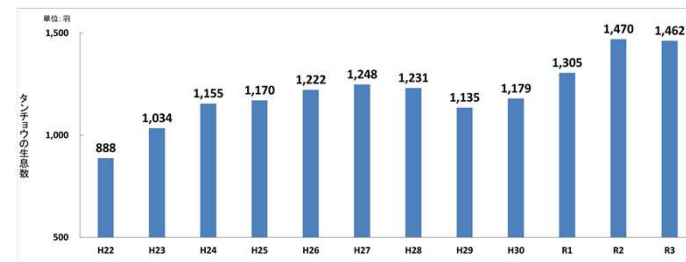
「希少野生動植物種保護基本方針」に基づき、捕獲等の規制や監視、生息地等の維持・再生、道民等との協働による監視活動などを進めます。

(令和3年度の取組)

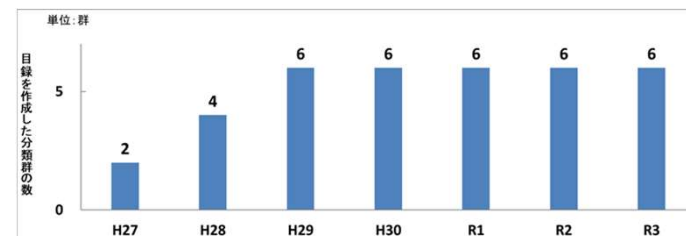
- 希少野生動植物種の保護対策
 - ・ 生物多様性保全条例や国が策定した保護増殖事業計画等に基づく対策の推進
 - ～タンチョウの越冬分布調査（生息状況一斉調査）の実施（12月、1月、合計656か所）
 - ～ヒダカソウやエンビセンノウなど、分布・生態調査の実施（23件）
 - ～希少な高山植物の保護活動を実践している民間団体への監視活動の委託（3件）

(定量的な取組の進捗)

- 令和3年度のタンチョウの生息数は1,462羽と前年度から横ばいで推移しています。



- 平成26年度からのレッドリスト改訂作業に伴い、各分野群の目録更新に着手し、令和3年度までに本道の野生動植物の目録を更新した分類群の数は「哺乳類」、「両生類」、「爬虫類」、「昆虫（チョウ目）、（コウチュウ目）」、「鳥類」、「魚類」の6つとなっています。



(イ) 外来種の防除の推進

(施策の方向)

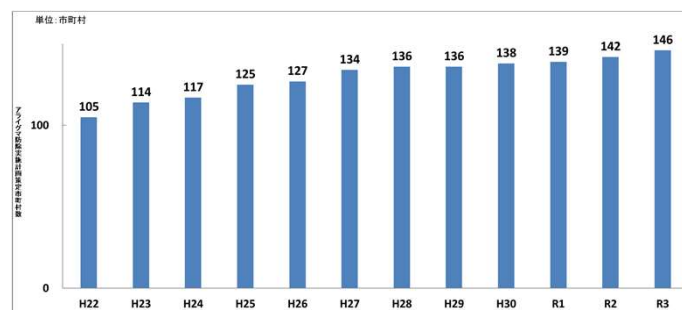
「外来種対策基本方針」に基づき、外来種を「入れない」「捨てない」「拡げない」ことを基本として、外来種の指定や防除などを推進します。

(令和3年度の取組)

- アライグマ対策
 - ・ 捕獲推進期間（3月～6月）に市町村と連携して全道一斉での捕獲の推進（捕獲頭数：11,123頭）
- セイヨウオオマルハナバチ対策
 - ・ 道民ボランティア（セイヨウオオマルハナバチバスターズ）（登録者406名）による捕獲活動（捕獲数5,122匹）
 - ・ 北海道セイヨウオオマルハナバチ対策推進協議会による駆除活動イベント等の実施
 - ～学習会（1回、参加者20組）
 - ～捕獲実技講習会（7回、参加者約300名）
- 「指定外来種」アズマヒキガエル対策
 - ・ 目撃情報マップや防除事例をホームページで公表（令和3年度末現在：目撃情報 30市町村、374件）
 - ・ 普及啓発することによる拡散防止（）
- 外来魚対策
 - ・ 「外来魚拡散防止総合対策事業」による生息確認調査や駆除の実施
 - ・ 遊漁のルールとマナーに関する啓発小冊子の配布（約2万部）

(定量的な取組の進捗)

- 令和3年度の「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数は146市町村となっており、近年は横ばいで推移していましたが、最近は増加しています。



(ウ) 野生鳥獣の適正な保護管理 (1/2)

(施策の方向)

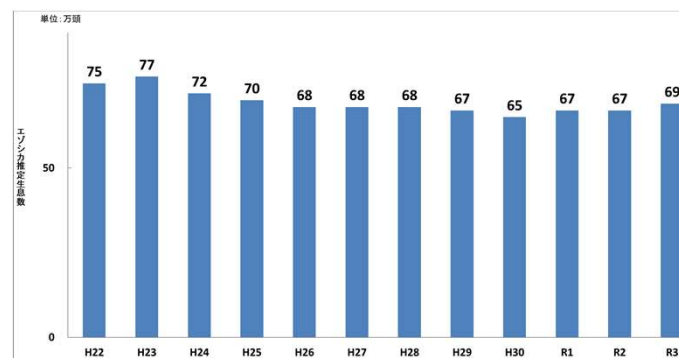
- 「エゾシカ管理計画」に基づき、人とエゾシカとの適切な関係を築き、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、個体数管理や有効活用などの総合的な対策に取り組めます。
- 「ヒグマ管理計画」に基づき、道民とヒグマのあつれき軽減とヒグマ地域個体群の存続を両立するための取組を推進します。
- 「アザラシ管理計画」に基づき、アザラシ類による漁業被害を軽減し、人とアザラシ類との共存を図るための取組を推進します。

(令和3年度の取組)

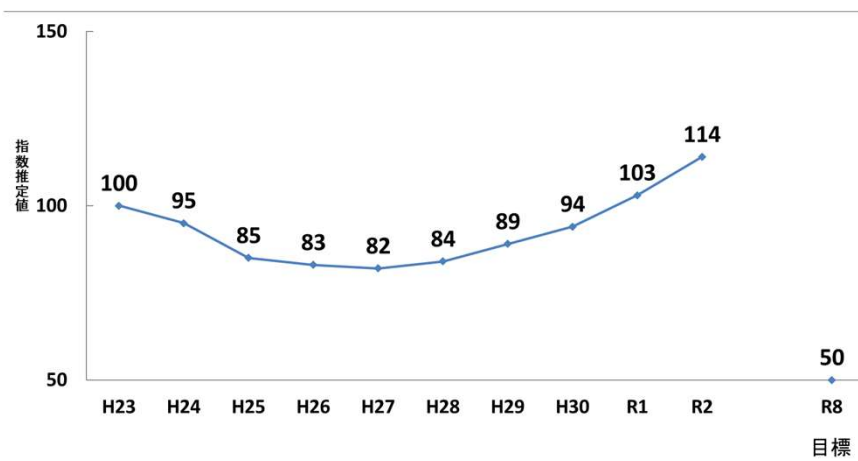
- エゾシカの管理と有効活用
 - ・ 第6期北海道エゾシカ管理計画の策定
 - ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、鳥獣保護区等での捕獲を実施 (道内9か所、731頭)
 - ・ 市町村が実施する捕獲事業に対し、交付金による支援を実施
 - ・ シカの日 (毎月第4火曜日) 参加店・エゾシカウィーク
～ホームページやイベントでの「シカの日参加店」の情報提供 (令和3年度登録数: 254店)
～エゾシカウィークの開催 (2月1日～2月13日) (令和3年度参加: 108店)
 - ・ エゾシカ出前講座
～小・中学校や高校の児童・生徒を対象としたエゾシカの生態や生態系への影響、有効活用についての学びの場の提供 (4回、参加者総数188名)
 - ・ エゾシカ肉処理施設認証制度
～高度な衛生管理を行っている処理施設を認証 (令和3年度末: 16施設)
 - ・ SNS等を活用した広報
 - ・ インターンシップの実施 (対象: 大学生や高校生、参加者: 28名)
- ヒグマの保護管理
 - ・ 第2期北海道ヒグマ管理計画の策定
 - ・ 「ヒグマ注意特別期間」における普及啓発活動の実施
 - ・ 「問題グマ」を排除する仕組みの構築や電気柵の設置など「問題グマ」をつくらないようにするための取組を推進
- アザラシの管理
 - ・ 第3期北海道アザラシ管理計画の策定
 - ・ 生態調査のほか、捕獲や追い払いを効果的に行う手法の検証などを実施

(定量的な取組の進捗)

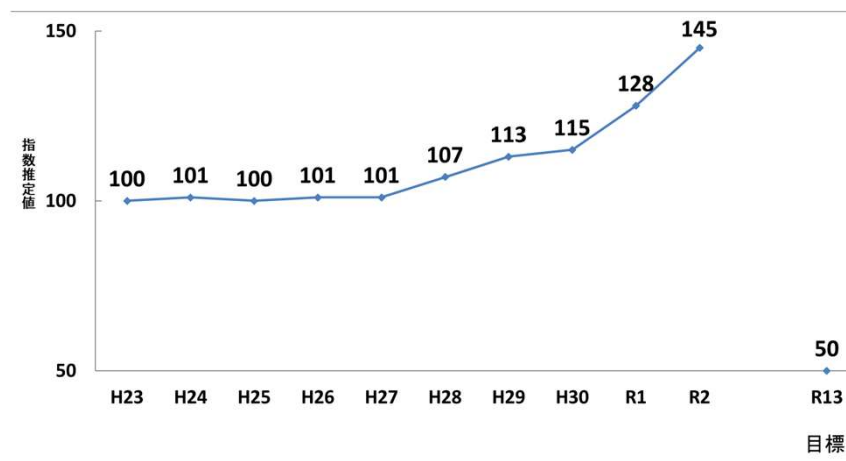
- 令和3年度のエゾシカ推定生息数は69万頭となっており、増加傾向にあります。



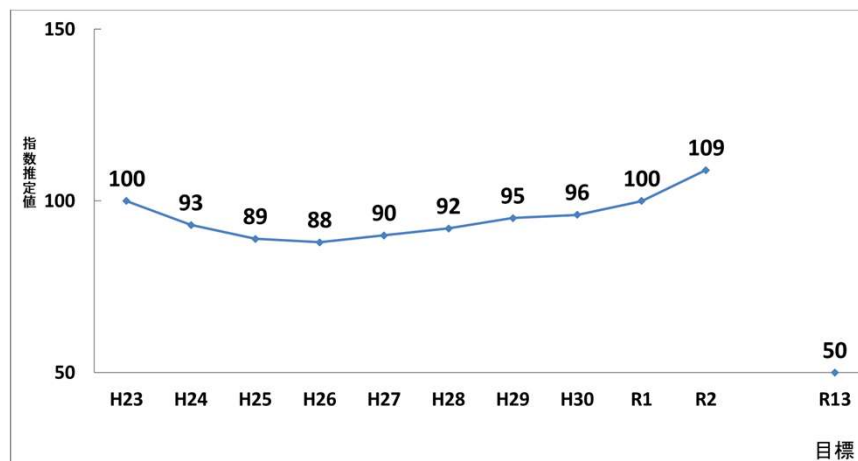
○ 令和2年度のエゾシカ個体数指数（東部地域）は114となっており、上昇傾向となっていることから、捕獲対策や有効活用の推進など、さらなる取組が必要です。



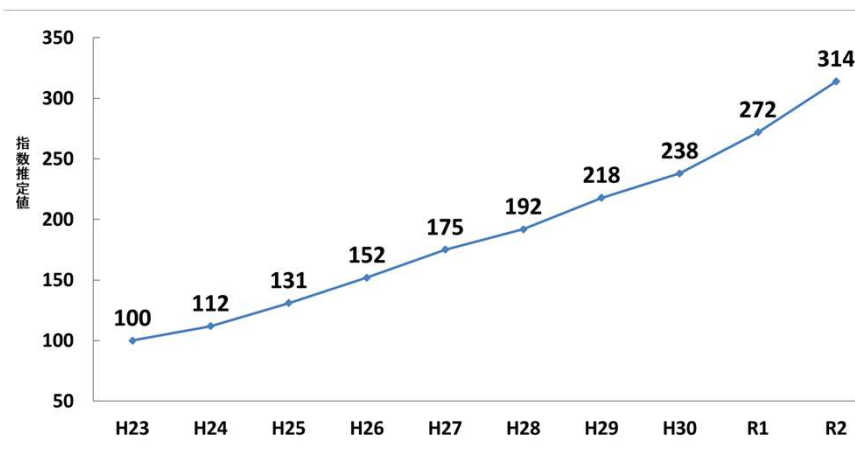
○ 令和2年度のエゾシカ個体数指数（中部地域）は145となっており、近年、大きく上昇していることから、捕獲対策や有効活用の推進など、さらなる取組が必要です。



○ 令和2年度のエゾシカ個体数指数（北部地域）は109となっており、上昇傾向となっていることから、捕獲対策や有効活用の推進など、さらなる取組が必要です。



○ 令和2年度のエゾシカ個体数指数（南部地域）は314となっており、増加が継続しています。



(ウ) 野生鳥獣の適正な保護管理 (2/2)

(施策の方向)

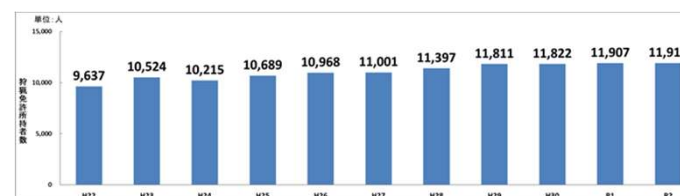
「鳥獣保護管理事業計画」に基づき、鳥獣保護区の指定や適正な狩猟の管理など野生鳥獣の保護管理に関する基盤的施策を推進します。

(令和3年度の取組)

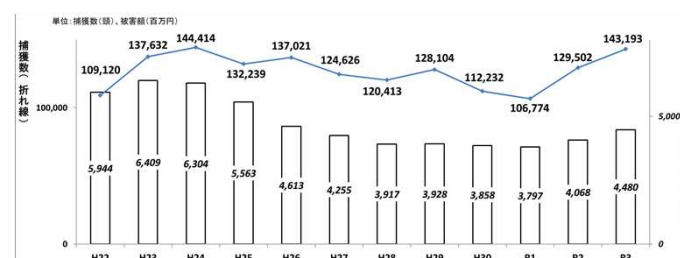
- 狩猟の適正化等
 - ・ 狩猟者確保に向けた取組の実施
 - ～ 狩猟免許の試験や更新、狩猟者登録の実施
 - ～ 狩猟免許出前教室の開催 (2回、参加者26名)
 - ・ 狩猟事故や違反行為防止のため、狩猟者に対する指導・取締りを実施
- 林業・水産業における被害対策
 - ・ 生息状況等に応じた殺そ剤の散布などによる野ねずみの防除
 - ・ 忌避剤の散布や侵入防止柵の設置など、エゾシカによる森林被害防止対策の推進
 - ・ トドによる漁業被害の実態調査等を実施
- 鳥獣の保護管理に係る啓発
 - ・ リーフレットの作成・配布 (15,000部)
 - ・ 野生鳥獣への安易な餌付けの防止について広報紙等による普及啓発
 - ・ 傷病鳥獣保護ネットワーク (開業獣医師、公立動物園、水族館等) による保護收容 (229匹)
 - ・ 傷病鳥獣の救護講座の開催 (新型コロナ対策のため中止)
 - ・ 愛鳥週間の広報用ポスターの原画募集、絵画展の開催
- 多様な野生動物の生息環境の保全
 - ・ 鳥獣保護管理員 (12人) による定期的な監視や指導の実施

(定量的な取組の進捗)

- 令和2年度の狩猟免許所持者数は11,919人となっており、近年は微増で推移しています。



- 農林業被害額は近年、減少傾向にありましたが、令和3年度は約45億円となっており、前年度から10%増加しています。また、捕獲数は約14万頭と、前年度から約10%増加しています。



分野3 自然との共生を基本とした環境の保全と創造（総括）

（進捗状況の評価と課題）

- すぐれた自然地域の面積はわずかながら増加しているほか、森林所有者等が生物多様性保全のため特に森林の整備・保全を行う面積などが着実に増加している一方で、自然保護監視員等の人数は年々減少しており、今後は集中的、計画的な監視を行いながら、自然環境等の保全と快適な環境の創造に向けた取組を推進する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から自然公園の利用者数が大きく減少しています。今後は徐々に感染症対策が緩和されることが見込まれることから、引き続き、公園施設の整備や自然体験の機会の提供、自然環境にやさしいツーリズムの推進など、自然とのふれあいの場と機会の確保や適正な利用に向けた取組を進めることが必要です。
また、犬・ねこの安楽殺処分頭数は着実に減少し、目標を達成していますが、多頭数飼育やペット販売のトラブルなどは社会問題となっており、引き続き、飼養動物の愛護と管理に関する取組を推進する必要があります。
- タンチョウの生息数は増加傾向でしたが、令和3年度は前年度から横ばいとなっていました。また、アライグマの生息が全道に広がっているほか、エゾシカの推定生息数や農業被害額が増加しており、多様な鳥獣の生息環境保全を図るため、野生鳥獣の保護管理に向けた取組を推進する必要があります。
- 自然地域の保全や森林の整備・保全に取り組むことは二酸化炭素吸収源対策としても重要ですが、そのためには、間伐材など林地残材をバイオマス資源として利活用し、森林資源の循環を確立させる必要があります。

（今後の取組の方向性）

ア 自然環境等の保全及び快適な環境の創造

- すぐれた自然環境の保全を図るため、保護地域の適切な管理や監視等を行うほか、湿原生態系の適切な保全に取り組みます。
また、公益的な機能の高い森林を保全するため、地域の特性に応じた森林づくりを進めるとともに、快適な環境の保全と創造や北海道らしい景観の形成に取り組みます。

イ 知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用

- 世界に誇れる道民の財産である知床を将来に渡り厳格に保全するため、地元や関係行政機関と連携して、地域の保全と適正な利用への取組を推進します。

ウ 自然とのふれあいの推進

- 自然とのふれあいを推進するため、自然公園の整備や自然体験の機会の提供に取り組むほか、自然環境の適正な利用を図るため、自然環境にやさしいツーリズムの推進などに取り組みます。
- 動物愛護管理センターの体制の構築に向けた検討を進めるとともに、動物の適正な飼養・取扱いや特定動物等の飼養に関する普及啓発や監視・指導などに取り組みます。

エ 野生生物の保護管理

- 「希少野生動植物種保護基本方針」に基づき、捕獲等の規制や監視、生息地等の維持・再生、道民等との協働による監視活動などに取り組むほか、外来種の指定や防除などを推進します。
- エゾシカの個体数管理や有効活用、道民とヒグマのあつれき軽減とヒグマ地域個体群の存続を両立するための取組などを進めるほか、野生鳥獣の保護管理に関する施策に取り組みます。

分野4 安全・安心な地域環境の確保

(4) 安全・安心な地域環境の確保

(施策の基本的な方向性)

- ①きれいな空気や水を守る ②健全な水循環を確保する ③静穏な生活環境を確保する
- ④化学物質等による環境リスクの低減を図る

(令和3年度の主な取組)

ア 大気、水などの生活環境の保全

(ア) 大気環境の保全

環境基準を達成し、継続的な改善を図るため、調査・監視や事業者に対する指導などにより、環境保全の推進に取り組みました。

(イ) 水環境の保全

上流域の森林地域から下流域の農漁村・都市までの流域全体で捉え、健全な水環境の確保を図る視点に立って、水環境の確保の保全、効果的・持続的な利用などについて、関係者と連携して取り組みました。

(ウ) 騒音・振動・悪臭防止、土壌汚染・地盤沈下対策

工場・事業場・建設作業や自動車、航空機による騒音・振動対策、悪臭防止、土壌汚染、地盤沈下対策に取り組みました。

イ 化学物質等による環境汚染の未然防止

ダイオキシン類対策、PRTTR制度の推進などの化学物質汚染対策や食品の環境汚染物質検査に取り組みました。

ウ その他の生活環境保全対策

公害苦情や公害紛争の処理、泊発電所に関する環境保全対策などに取り組みました。

ア 大気、水などの生活環境の保全 (ア) 大気環境の保全

(施策の方向)

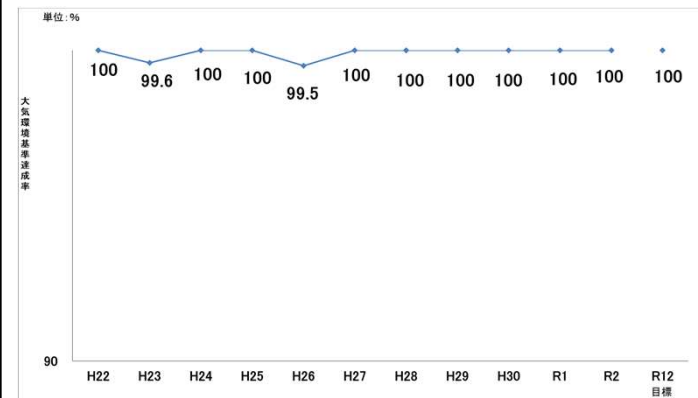
大気環境について継続的な調査・監視や、事業者に対する指導・助言等により、大気環境の保全を推進します。

(令和3年度の取組)

- 大気環境の継続的な調査・監視
 - ・ 全道86箇所の常時監視測定局（一般環境、自動車排出ガス）において、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微少粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダント、硫黄酸化物など、大気汚染物質の調査を実施
- 事業者に対する指導・助言等
 - ・ 大気汚染防止に係る固定発生源対策
大気汚染防止法に基づく届出施設に対して、立入検査を実施し、排出基準の遵守状況を確認するとともに、改善事項について指導を実施
（立入検査実施事業所数：491箇所）
（改善指導件数：213箇所）
 - ・ アスベスト（石綿）対策
～施設管理者にアスベストの除去や点検・管理などの適切な措置を講じるよう指導・助言を実施
～アスベスト使用施設の解体現場への立入検査や監視指導を実施（立入検査件数：93件）
 - ・ 令和2年度に策定した「道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアル」について、講習会などを通じ、市町村や民間での活用を促進（講習会等開催日数：3日）

(定量的な取組の進捗)

- 令和2年度の道及び市町村が設置した測定局での大気環境基準達成率は100%となっており、目標を達成しています。引き続き、監視や大気汚染防止対策などの取組を進めていきます。



(イ) 水環境の保全 (1/4)

(施策の方向)

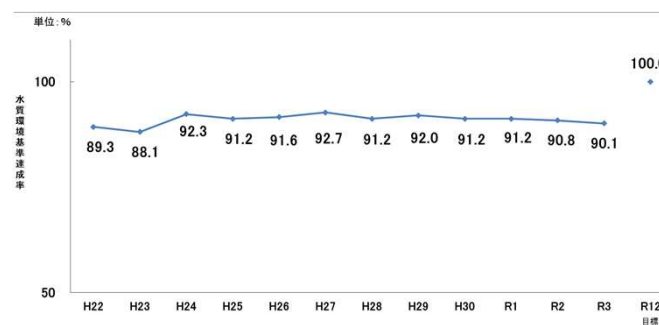
- 公共用水域や地下水についての継続的な調査・監視や、事業者に対する指導・助言等により、水環境の保全を推進します。
- 上流域の森林地域から下流域の農漁村・都市地域まで水環境を流域全体で捉え、健全な水循環の確保を図る視点にたって、水資源の確保と保全、水の効率的・持続的な利用などについて、関係者と連携した取組を推進します。

(令和3年度の取組)

- 公共用水域の水質測定
 - ・ 国、道、政令市等が分担して水質測定を実施し、環境基準類型指定水域や水質監視の必要性の高い公共用水域を対象に常時監視を実施
(令和3年度：98水系、314水域、502地点)
- 海水浴場の水質検査
 - ・ 開設した19の海水浴場で、透明度や油膜、CODなどの水質調査を実施
～全ての海水浴場が「適」又は「可」
- 湖沼等閉鎖性水域の環境保全対策
 - ・ 「北海道湖沼環境保全基本指針」に基づく「重点対策湖沼」(春採湖、クッチャロ湖、大沼)において、地元関係者が設置した協議会組織による対策を実施
 - ・ 環境基準未達成が継続する湖沼等で関係機関の協力を得ながら、汚濁機構の解明調査や効果的な対策の検討を実施

(定量的な取組の進捗)

- 令和3年度の本道の水質環境基準達成率は90.1%となっており、前年度から0.7ポイント減少しています。目標の達成に向けて引き続き、測定や湖沼等閉鎖性水域の環境保全対策などの取組を進めていきます。



(イ) 水環境の保全 (2/4)

関連指標の結果 (水質環境基準達成率)

水質環境基準達成率 (河川、海域、湖沼)

区分毎では、河川は97.3%となっており、90%代後半で推移しています。海域は76.9%となっており、80%前後で推移しています。湖沼は45.5%となっており、50%前後で推移しています。

(単位：%)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
河川	96.8	96.8	98.4	97.8	96.8	97.3	97.8	97.8	96.8	97.8	95.2	97.3
湖沼	45.5	45.5	36.4	54.5	54.5	54.5	36.4	54.5	54.5	54.5	45.5	45.5
海域	75.4	70.3	84.4	78.5	83.1	86.2	81.5	81.5	81.5	78.5	86.2	76.9

水質環境基準達成率 (地域別)

地域別では、道北で100%を達成し、十勝、道央広域では90%を超えている一方で、閉鎖的で大規模な湖沼、潟湖(海水湖)が存在する釧路・根室、道南、オホーツクでは、全道の90.1%を下回っています。

(単位：%)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
道央広域	90.4	96.5	94.2	93.3	96.2	96.2	94.2	95.2	93.3	95.2	95.2	93.3
道南	88.2	88.2	94.1	94.1	88.2	94.1	94.1	88.2	94.1	82.4	88.2	82.4
道北	97.2	100.0	100.0	97.2	97.2	94.4	94.4	100.0	97.2	100.0	97.2	100.0
オホーツク	86.1	85.7	88.6	91.4	82.9	91.4	85.7	85.7	88.6	88.6	80.0	85.7
十勝	100.0	100.0	100.0	97.2	97.2	100.0	94.4	100.0	100.0	97.2	94.4	94.4
釧路・根室	69.7	69.7	72.7	70.6	76.5	73.5	79.4	73.5	70.6	70.6	79.4	73.5

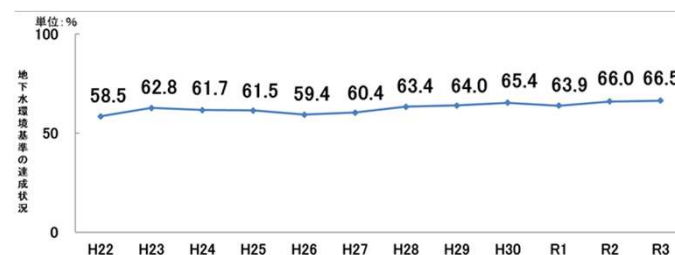
(イ) 水環境の保全 (3/4)

(令和3年度の取組)

- 地下水汚染対策
 - ・ 水質汚濁防止法に基づく常時監視を実施
 - ～概況調査 29市町村88井戸
 - ～汚染井戸周辺地区調査 2市町18井戸
 - ～継続監視調査 49市町村196井戸
 - ・ 農用地対策の実施
 - ～施肥改善の技術指導や環境負荷の少ない畜産の推進
 - ～「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」による畜産農家への適正管理指導など
 - ・ 地下水の飲用についての対策
 - ～汚染が認められた地区の飲用利用者に対する飲用指導
 - ～関連事業場に対する立入検査等を実施
- 水質汚濁防止法等に基づく特定事業場の監視等
 - ・ 工場・事業場に対し、施設の管理状況や排水基準の遵守状況を確認するための立入検査を実施（延べ496回）
 - ～排水基準不適：18事業場（水質測定実施111事業場）
- 生活排水対策
 - ・ 下水道の整備
 - 公共下水道や特定環境保全公共下水道等の整備
 - ・ 浄化槽の整備促進
 - 「全道みな下水道構想」や市町村の生活排水処理基本計画に基づき、浄化槽整備を促進
 - ・ 農村地域における排水処理対策
 - ～農業集落排水施設の整備
 - ・ 漁村地域における排水処理対策
 - ～漁業集落排水施設の整備

(定量的な取組の進捗)

- 令和3年度の地下水環境基準の達成率は66.5%となっており、横ばいとなっています。なお、新規に行う概況調査の達成率は約9割以上となっています。



- 令和3年度に実施した概況調査の地域別では、多くの地域で100%となっています。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
道央広域	90.0	98.0	98.1	94.4	96.0	92.5	100.0	84.4	100.0	96.2	96.2	88.6
道南	86.6	85.7	87.5	100.0	100.0	92.3	84.6	92.3	100.0	92.8	92.3	100.0
道北	76.9	92.3	100.0	87.5	100.0	100.0	100.0	92.8	100.0	100.0	100.0	100.0
オホーツク	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
十勝	100.0	100.0	66.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	66.6	66.6	100.0	66.6
釧路・根室	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

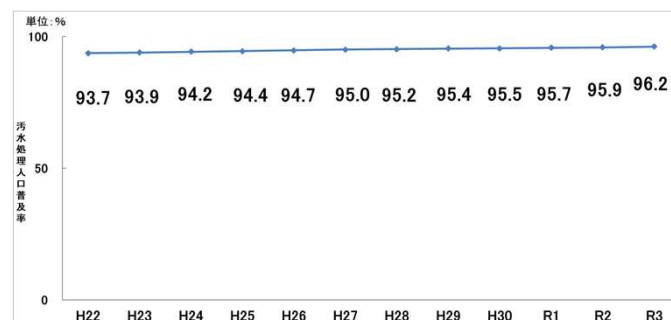
(イ) 水環境の保全 (4/4)

(令和3年度の取組)

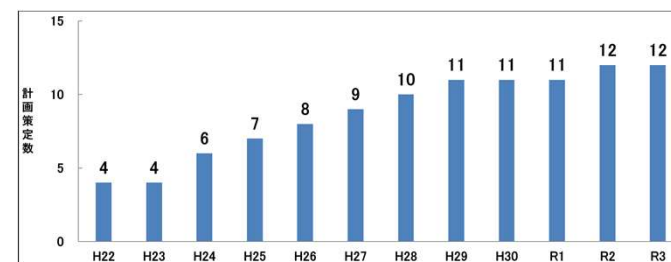
- 農薬の安全使用対策
 - ・ ゴルフ場事業者に対し農薬の適正使用や周辺環境への配慮、排水水の自主測定等を指導
- 休廃止鉱山鉱害防止対策
 - ・ 鉱害が発生している、又はそのおそれがある鉱山の坑排水等が流入する水域の常時監視 (25鉱山)
 - ・ 鉱害防止工事実施義務者の存在しない4鉱山において、道が鉱害防止対策を実施
- 健全な水環境の確保
 - ・ 地域の関係者によるネットワークの構築、流域環境保全計画の策定、計画的な活動への支援を実施
- 水道水源保全対策
 - ・ 重要な水源地域において、水源涵養機能回復のための森林整備や治山施設の設置などを行う「水源地域整備事業」の実施 (5地区)
 - ・ 重点対策流域 (常呂川) において、協議会により畜産排水対策や開発事業等における保全対策を推進
- 北海道水資源の保全に関する条例
 - ・ 水源周辺の適正な土地利用の確保を図るため、水資源保全地域を指定 (令和4年4月1日現在: 累計64市町村182地域)

(定量的な取組の進捗)

- 令和3年度の汚水処理人口普及率は96.2%となっており、前年度と比べて微増となっています。



- 令和3年度の健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数は、全道で12流域であり、近年は横ばいで推移しています。



(ウ) 騒音・振動・悪臭防止、土壌汚染・地盤沈下対策

(施策の方向)

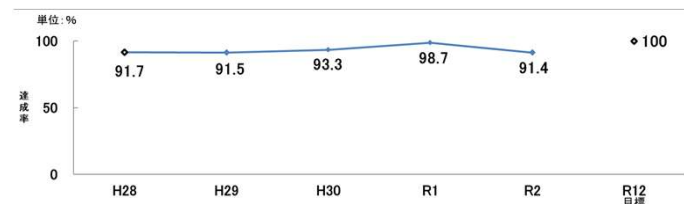
- 工場・事業場等から発生する騒音・振動・悪臭を防止するため、関係法令に基づく規制地域の指定や、航空機騒音の監視などを行います。
- 土地所有者による汚染土壌の除去等が適切に行われるよう、指導・助言を進めます。また、地盤沈下が生じるおそれのある地域において状況把握を行います。

(令和3年度の取組)

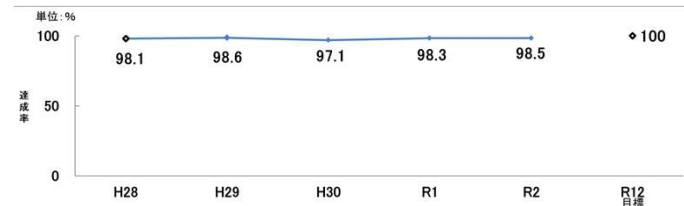
- 騒音・振動対策
 - ・ 工場・事業場・建設作業による騒音・振動対策
工場等や特定建設作業から発生する騒音・振動について市町村が規制地域を指定（令和2年度まで：35市68町）
 - ・ 自動車騒音・振動対策
道路に面した一定の地域において自動車騒音の評価を実施（28町）
 - ・ 航空機騒音・振動対策
空港・飛行場の周辺地域で航空機騒音の測定を実施（令和3年度：千歳飛行場・新千歳空港など8空港・飛行場）
- 悪臭防止対策
 - ・ 工場から発生する悪臭について、市町村が規制や指導を実施
- 土壌汚染対策
 - ・ 土壌汚染対策法に基づく届出等の受理（936件）
～有害物質使用特定施設の廃止届出2件、土壌汚染状況調査報告1件
～土地の形質変更届出 933件
 - ・ 要措置区域の指定1件、形質変更時要届出区域の指定4件
- 地盤沈下対策
 - ・ 「地盤沈下またはそのおそれがある地域」（4地域）のうち、石狩平野地域内で、札幌市等が観測井戸等を設置し、継続調査を実施中

(定量的な取組の進捗)

- 令和2年度の騒音に関する環境基準達成率（一般地域）は91.4%となっており、横ばいで推移しています。目標の達成に向けて引き続き、測定や工場、事業場での騒音対策などの取組を進めていきます。



- 令和2年度の騒音に関する環境基準達成率（自動車）は98.5%となっており、横ばいで推移しています。目標の達成に向けて引き続き、騒音評価や自動車騒音対策の取組を進めていきます。



イ 化学物質等による環境汚染の未然防止

(施策の方向)

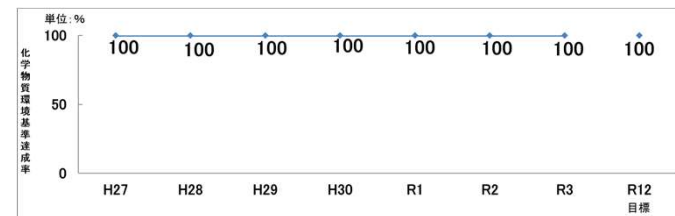
ダイオキシン類についての継続的な調査・監視や事業者に対する指導・助言、P R T R制度の適切な運用などにより、化学物質等による環境汚染の未然防止を図ります。

(令和3年度の取組)

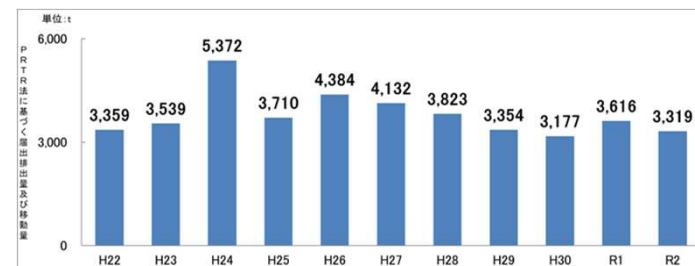
- ダイオキシン類対策
 - ・ 大気、水質、底質及び土壌の汚染状況について調査測定を実施
～大気37地点、水質47地点、底質33地点、土壌26地点
 - ・ 廃棄物焼却施設などへの立入検査を実施（54件）
- P R T R制度の推進
 - ・ 道内の有害化学物質の排出状況などのP R T Rデータや化学物質による暴露症状などの化学物質情報をホームページで提供
 - ・ 法に基づく届出（令和2年度）
～42業種、1,822事業所（排出量及び移動量：3,319トン）
- その他の化学物質汚染対策
 - ・ 「環境政策推進会議化学物質対策部会」で協議調整を実施
 - ・ 国の「化学物質環境実態調査」への協力
- 食品の環境汚染物質検査
 - ・ 魚介類の水銀・クロルデン検査
～本道周辺海域の魚介類10種10検体について検査を実施

(定量的な取組の進捗)

- 化学物質（ダイオキシン類）の環境基準達成率は、測定を開始した平成12年度より継続して100%となっています。



- P R T R法に基づく道内の届出排出量及び移動量は3,319tで、平成28年度以降、3,000t台で推移しています。



ウ その他の生活環境保全対策

(施策の方向)

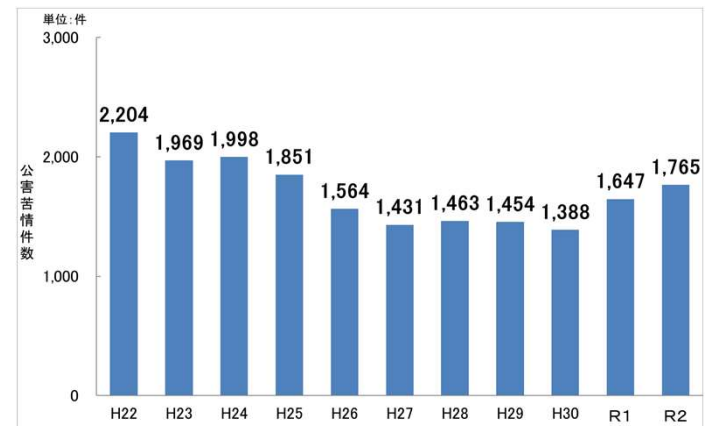
- 公害苦情相談員や公害審査会の設置・運用により、公害苦情・公害紛争の適切な処理に努めます。
- 環境に大きな影響を及ぼすおそれのある場合などには、事業者との公害防止・環境保全協定を締結し、協定に基づく指導や環境モニタリングなど必要な対策を実施します。

(令和3年度の取組)

- 公害苦情、公害紛争の処理
 - ・ 公害苦情相談員の設置 (15名)
 - ・ 北海道公害審査会によるあっせん、調停、仲裁を実施
- 泊発電所に関する環境保全対策
 - ・ 「環境放射線測定計画」等に基づく、環境モニタリングの実施
 - ～ 「モニタリングステーション」等の測定施設による連続観測
 - ～ 「モニタリングカー」による移動測定
 - ～ 農畜産物・海産物などの食品や海水、海底土などの放射線分析
 - ・ モニタリングによる測定結果を、四半期毎に公表

(定量的な取組の進捗)

- 令和2年度の公害苦情件数は1,765件となっており、前年度と比べて118件増加しています。



分野4 安全・安心な地域環境の確保（総括）

（進捗状況の評価と課題）

- 大気環境基準達成率は100%を維持していますが、安全・安心な生活と地域環境のさらなる確保に向けて、引き続き、大気環境の調査・監視や事業者に対する指導・助言等に取り組む必要があります。
- 水質環境基準達成率は90.1%と横ばいとなっており、目標に向けて調査・監視や事業者に対する指導・助言等を継続する必要があります。また、達成率について、地域や水域により差がみられることから、地域の状況に応じた対策に取り組む必要があります。
- 化学物質（ダイオキシン類）の環境基準達成率は100%を維持していますが、引き続き、調査・監視や事業者に対する指導・助言等に取り組む必要があります。
- 近年、公害苦情件数は増加傾向にあることから、公害苦情や公害紛争の適切な処理に努める必要があります。
- 安全・安心な地域環境の確保に向けて、良好な大気環境や健全な水環境など環境の保全に取り組むことは、野生生物の生息や生育など生物多様性の保全につながるものであり積極的に推進する必要があります。

（今後の取組の方向性）

ア 大気、水などの生活環境の保全

- 良好な大気環境の保全に向けて、窒素酸化物等大気環境の継続的な調査・監視や大気汚染防止法等に基づく立入検査等による事業者に対する指導・助言、アスベスト対策などに取り組めます。
- 健全な水環境の確保に向けて、公共用水域や地下水の常時監視、水質汚濁防止法等に基づく特定事業場の監視などに取り組むほか、生活排水、農薬の安全使用、休廃止鉱山鉱害等の対策、水源地域における森林整備など、関係者と連携した取組を推進します。
- 工場・事業場等から発生する騒音・振動・悪臭を防止するため関係法令に基づく対策に取り組むほか、土壌汚染や地盤沈下対策に取り組めます。

イ 化学物質等による環境汚染の未然防止

- 化学物質等による環境汚染の未然防止に向けて、ダイオキシン類の調査測定や発生施設に対する立入検査のほか、P R T R 制度の適切な運用、魚介類の水銀検査などに取り組めます。

ウ その他の生活環境保全対策

- 公害苦情・公害紛争の適切な処理に努めるとともに、事業者と締結した公害防止・環境保全協定に基づく指導や環境モニタリングに取り組めます。

分野5 共通的・基盤的な施策

(5) 共通的・基盤的な施策

(施策の基本的な方向性)

- ① 環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを推進する
- ② 環境に配慮したライフスタイルの定着を図る
- ③ 事業者の環境に配慮した行動を促進する
- ④ 道が行う事務・事業における環境配慮を徹底する
- ⑤ 環境影響評価の適切な運用を通じて、開発事業における環境配慮を推進する
- ⑥ 環境への配慮を織り込んだまちづくりや地域づくりを推進する
- ⑦ 地域特性等を踏まえた環境関連ビジネスの振興を図る
- ⑧ 関係機関等と連携した調査研究・環境保全技術開発を推進する
- ⑨ 環境保全に資する国際的な取組を推進する

(令和3年度の主な取組)

ア 環境に配慮する人づくりの推進

(ア) 環境教育の推進・環境に優しいライフスタイルの定着

環境活動の指導的役割を担うための人材の育成や効果的な活用、環境配慮行動の意識付け、学校教育での環境教育の推進などに取り組みました。

(イ) 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進

道民・事業者・行政など様々な主体間の連携を進めるため、環境道民会議によるイベントの開催や企業との協定に基づく事業の実施、環境保全活動功労者の表彰、(公財)北海道環境財団への支援などに取り組みました。

イ 環境と経済の好循環の創出

(ア) 環境に配慮した事業活動の推進

北海道グリーン・ビズ認定制度を活用して企業による自主的な環境保全の取組を促すとともに、道自ら事業者として、率先して環境配慮の推進に取り組みました。

(イ) 環境と調和した産業の展開

クリーン農業や有機農業のほか、林業、水産業、観光産業などで、環境との調和に配慮した取組を推進しました。

(ウ) 環境ビジネスの振興

省エネ・新エネの開発・導入など、環境・エネルギー関連機器の技術開発・製品開発に対する補助や環境関連産業への参入促進等に向けた支援を行うなど環境関連産業の振興を図りました。

ウ 環境と調和したまちづくり

北方型住宅やネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)など環境に配慮した住まいづくりを進めたほか、環境影響評価を行った上で都市計画を決定するなど、各種開発許可制度を適正に運用し、環境に配慮した土地利用を促進しました。

エ 基盤的な施策(調査研究・情報提供・国際的な取組)

地域の環境問題の解決に向け、実態把握や技術開発などの調査研究を促進したほか、環境に関する取組状況や調査研究の成果など情報の収集・提供を進めました。

ア 環境に配慮する人づくりの推進 (ア) 環境教育の推進・環境に優しいライフスタイルの定着

(施策の方向)

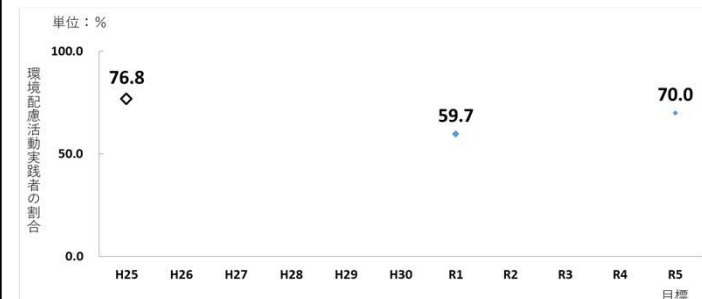
- 令和元（2019）年度の道民意識調査の結果も踏まえ、ESD（持続可能な開発のための教育）やSDGsの考え方に基づき、地域における環境活動の指導的役割を担う人材の確保及び育成をはかるとともに、育成した人材や各種環境教育プログラムを活用し、道民が気軽に参加できる環境教育の機会を提供します。
- 環境に配慮した北海道らしいライフスタイルの提案・普及啓発を推進し、環境配慮行動の定着を図ります。

(令和3年度の実施)

- 人材の育成・効果的な活用
 - ・ 環境の村事業（参加者54名）
～参加・体験型の環境教育プログラム実施や指導者の育成
 - ・ 地域環境学習講座「eco-アカデミア」（6回、参加者184人）
～住民団体等が主催する環境学習講座への講師派遣
 - ・ ボランティアレンジャー育成研修会の実施（野幌森林公園）
 - ・ 自然解説員の育成（30名）
- 環境配慮行動の意識付け等
 - ・ 地域環境学習普及事業（27事業）
～各振興局で、学校、事業者、地域団体・市民活動団体等と連携して自然体験教室やパネル展示などを実施
 - ・ 北海道フロンティキッズ育成事業（6小学校、児童数132名）
～企業等の支援を受け、小学5年生を対象にSDGsを活用した環境教育を実施
- 学校教育における環境教育等の推進
 - ・ 教育活動全体を通じた環境教育の推進
 - ・ エコスクール（環境を考慮した学校施設）の取組の推進
～公立学校（高校・特別支援学校）の太陽光パネルの設置（令和3年度末現在 29校）
～学校施設を環境・エネルギー教育の教材として活用する国の事業認定校145校（平成10年度～令和3年度）

(定量的な取組の進捗)

- 令和元年度「道民意識調査」で、日常生活において環境に配慮した行動をしている（「やや行動している」を含む）と回答した人の割合は59.7%で、前回調査した平成25年度の割合に比べて17.1ポイント減少していることから、引き続き、環境配慮活動の基盤となる人づくりの推進に取り組む必要があります。



(イ) 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進

(施策の方向)

民間団体等による自発的な環境保全活動を促進するとともに、関係団体の協働による環境保全活動を推進します。

(令和3年度の取組)

- 環境道民会議（参加団体：66団体）
 - ・ 道民、事業者、行政が連携して積極的に環境保全活動の取組を推進～「北国の豊かな環境を次の世代に」をテーマにウィンターミーティングを開催（参加者36名）
- 企業等との協定による事業の実施（6社）
 - ・ 環境保全等に関する協定を締結し、様々な事業を協働で実施
- 環境保全活動功労者の表彰
 - ・ 環境保全推進のため長年にわたり献身的な活動を続け、その事績が顕著な個人または団体に対して知事感謝状による表彰を実施（1件）
- 環境保全推進委員制度（50名）
 - ・ 環境保全等に関する施策に道民意見を反映するために設置
- （公財）北海道環境財団への支援
 - ・ 民間団体等による自発的な環境保全活動を促進するため、平成9（1997）年度設立
 - ・ 環境情報の提供や環境保全活動への支援、パートナーシップ形成の拠点となる「北海道環境サポートセンター」の運営など財団の取組に対して支援を実施

(定量的な取組の進捗)

- 現計画では、「民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進」に関する定量的な指標等は設定していません。

イ 環境と経済の好循環の創出

(ア) 環境に配慮した事業活動の推進

(施策の方向)

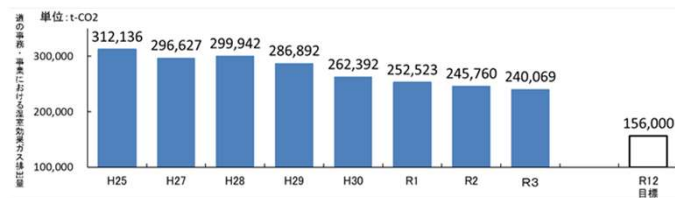
- 環境に配慮した事業活動や、環境負荷の低い技術・製品・サービスの開発・普及など、企業による自主的な環境保全の取組を促進します。
- 道自らが、率先して、事務・事業の実施にあたり環境に配慮し、環境への負荷の低減に努めます。
- 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業について、環境影響評価制度の運用により、適切な環境保全措置を確保し、良好な環境の保全を図ります。

(令和3年度の取組)

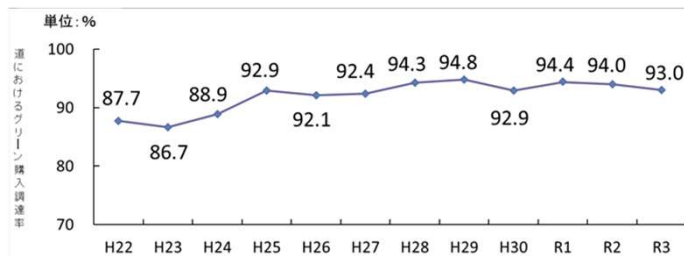
- 北海道グリーン・ビズ認定制度
 - ・ 環境保全に貢献している事業所等の取組を認定（登録）
～自主的な取組を実践している事業所を広く登録する「優良な取組部門」では、令和3年度末現在1,140事業所を登録
- 道が行う事務・事業等における環境配慮の推進
 - ・ 「道の事務・事業に関する実行計画」に基づき、脱炭素化に向けた取組を推進
 - ・ 「北海道グリーン購入基本方針」・「環境物品等調達方針」により環境物品等の優先的な調達を推進
 - ・ 公共事業等の計画または実施段階での環境配慮推進
 - ・ 環境に配慮した契約の取組推進
 - ・ 「道における環境配慮契約への対応方針」に基づき導入可能な取組を推進（産廃処理契約290件、建築物設計契約3件、電気供給契約4件）
- 環境影響評価制度の運用
 - ・ 環境影響評価法等に基づき、ダムや発電所の建設など環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を対象として、手続きを実施（配慮書4件、方法書6件）

(定量的な取組の進捗)

- 令和3年度の道の事務・事業における温室効果ガスの排出量は、前年度に比べて5,691t-CO₂（2.3%）減少しています。引き続き、使用電力量の削減や職員の率先行動などに取り組む必要があります。



- 道におけるグリーン購入調達率は、90%を超えてから、近年、横ばいで推移しており、令和3年度は93.0%となっています。



(イ) 環境と調和した産業の展開

(施策の方向)

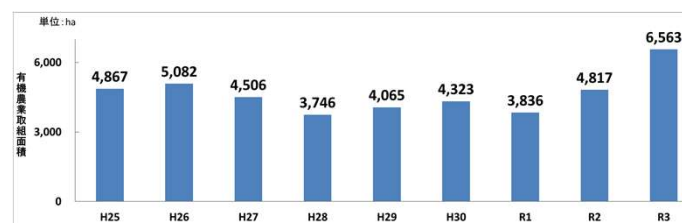
- 環境との調和に配慮したクリーン農業や有機農業、自然循環型畜産の普及を推進するとともに、有機質資源の有効利用など農業生産活動を通じた環境保全の取組を促進します。
- 「地産地消」や「地材地消」など、関連する産業の発展と環境負荷の低減の両面に資する取組を推進します。

(令和3年度の取組)

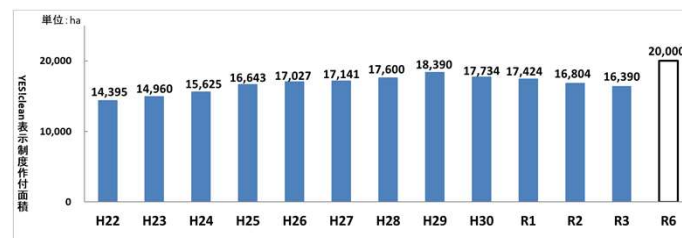
- 環境と調和した農業の展開
 - ・ 化学肥料や化学合成農薬の使用を最小限にとどめるクリーン農業やそれらを基本的に使用しない有機農業を推進
 - ・ 「北のクリーン農産物 (YES!clean) 表示制度」の運用 (令和3年度末現在：登録者230集団、作付面積16,390ha)
 - ・ 有機JAS制度の普及啓発の実施 (令和3年度末現在：304戸)
- 環境と調和した林業の展開
 - ・ 生物多様性の保全に配慮した森林整備事業の推進
 - ・ 第三者機関が環境に配慮した森林経営が行われている森林を認証する「森林認証制度」の取組の実施 (認証森林面積約145万ha)
- 環境と調和した水産業の展開
 - ・ 藻場や干潟等の保全活動等を行う組織に対する支援の実施
- 環境と調和した観光産業の展開
 - ・ アウトドア観光やグリーンツーリズムなど地域の自然を活かした体験型観光の促進
 - ・ アウトドア資格制度の講習会や体験型観光のPRとともに、地域における美化活動に対する支援や意識・マナーの普及、啓発の取組の実施

(定量的な取組の進捗)

- 有機農業取組面積は、近年、牧草地における有機JAS認証取得の動きがあり、令和3年度は6,563haと、前年度から約36%増加しています。



- YES!clean表示制度に基づく作付面積は、気候変動による病虫害の発生や高齢化による生産集団の解散などによって減少傾向にあり、令和3年度は16,390haとなっています。引き続き、作付面積の拡大に向けて産地への働きかけや消費者・流通業者へのPRによる消費拡大に取り組む必要があります。



(ウ) 環境ビジネスの振興

(施策の方向)

- 多様で豊富なエネルギー資源や先進的な技術など本道が持つ優位性や特性を活かして、環境産業の育成・振興を図ります。
- 事業活動において気候変動から受ける影響を低減させる「気候リスク管理」や、「適応」を新たなビジネス機会として捉え、適応の取組に効果的な製品の販売やサービスの提供などを行う「適応ビジネス」の取組の促進を図ります。

(令和3年度の取組)

- 環境・エネルギー関連機器の技術開発・製品開発に対する補助や環境関連産業への参入促進と販路拡大に向けた支援
- リサイクル産業創出事業補助（1件）や中小企業の競争力の強化に向けた助成（30件）など、環境関連産業への支援の実施
- 環境関連産業の振興を図るため、関係者の連携強化や施設整備の促進、各種情報の提供等支援などを実施
- 海外企業とのオンライン商談会の開催により、環境関連技術・ノウハウを有する道内企業の海外展開を支援

(定量的な取組の進捗)

- 現計画では、「環境ビジネスの振興」に関する定量的な指標等は設定していません。

ウ 環境と調和したまちづくり

(施策の方向)

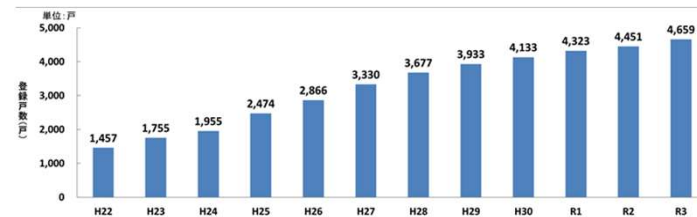
- 持続可能で質の高い暮らしの場を目指し、まちなか居住の促進やまちに必要な機能の集約などの取組と、低炭素化やエネルギーの地産地消、資源の域内循環などの取組を連携させたまちづくりを進めます。
- 一定規模以上の開発行為に対し、各種開発許可制度を適正に運用し、無秩序な開発を抑制し、環境に配慮した土地利用を促進します。

(令和3年度の取組)

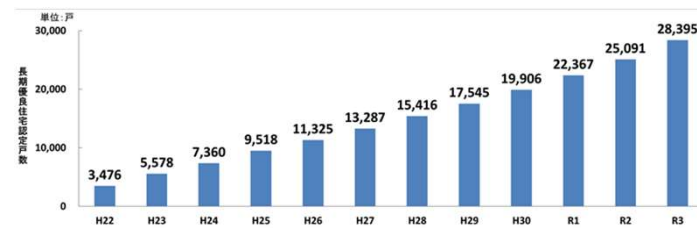
- 環境に配慮した住まいづくり
 - ・ 「北方型住宅2020」
～住宅の省エネルギー性、耐久性などの性能向上、質の高い住まいづくりに対する道民意識の向上などを促進
 - ・ 「北海道住生活基本計画」
～ネットゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）モデルの検討・普及やモデル団地の展開、既存住宅の省エネルギー改修の促進など、建築物の脱炭素化に向けた取組を推進
- 土地利用に際しての計画
 - ・ 一定規模以上の道路や土地区画整理事業等について、環境影響評価を行い、環境保全に配慮した都市計画を決定
- 土地の利用に際しての規制等
 - ・ 「特定の開発行為の規制」
1ha以上のスキー場やキャンプ場等の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取などを規制
令和3年度は許可（21件）や監視指導（77件）、事前相談（38件）、事前審査（27件）を実施

(定量的な取組の進捗)

- 北方型住宅として登録された戸数は増加傾向にあり、累計で4,659戸となっています



- 長期優良住宅の認定戸数は累計で28,395戸となっています。



エ 基盤的な施策（調査研究・情報提供・国際的な取組）

（施策の方向）

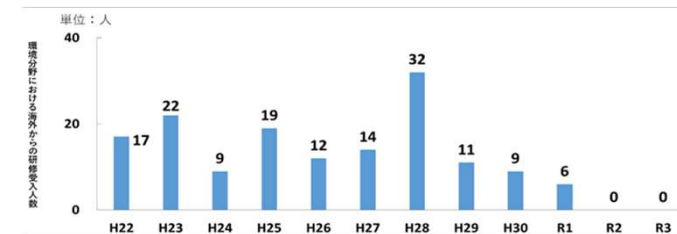
- 地域の環境問題の解決に向け、実態把握や解析、環境保全技術の開発などの調査研究を推進します。
- 環境の状況や環境保全活動の取組状況、環境に関する調査研究の成果など、多様なニーズに対応できる環境情報の収集・提供をすすめます。
- 国際機関や国、民間団体等の関係機関等と連携して、情報交換や技術協力など環境に関する国際的な取組を推進します。

（令和3年度の取組）

- 環境に関する調査研究の推進（地方独立行政法人北海道立総合研究機構）
【研究開発】
 - ・ エネルギー（地熱・地中熱、バイオマス、ヒートポンプなど）
 - ・ 循環資源（海岸漂着物、廃プラ処理、汚泥処理など）
 - ・ 生物多様性保全（湿原再生、外来種防除、エゾシカやヒグマなど）
 - ・ 地域環境保全（水環境、PM2.5、騒音・振動、鉱山廃水など）
 - ・ 気候変動（気候変動影響、適応策計画など）【監視指導、普及活動・技術支援】
 - ・ 大気汚染防止法等に基づく立入検査における汚染物質の測定、分析等
 - ・ 技術相談、教育機関への環境教育教材の提供、依頼試験等
- 環境情報の提供
 - ・ ホームページやメールマガジン「北海道環境メッセージ」（登録者数5,720人）による環境施策に関する情報の提供
 - ・ GIS（地理情報システム）を活用し、水質測定結果や騒音規制地域、植生分布、鳥獣保護区の区域などの情報を提供
- 環境保全に関する国際的な取組の推進
 - ・ 専門職員の派遣や研修生の受入（令和3年度：0人）

（定量的な取組の進捗）

- 環境分野における海外からの研修受入人数は、新型コロナウイルス対策の影響から、前年度に引き続き0人となっています。



分野5 共通的・基盤的な施策（総括）

（進捗状況の評価と課題）

- 令和元年度の環境配慮活動実践者（道民意識調査で「日常生活において環境に配慮した行動をしている」と回答した人）の割合が平成25年度から17.1ポイント減少しており、環境配慮行動の定着を図るため、引き続き、環境教育の機会の提供や環境に配慮したライフスタイルの普及啓発を推進する必要があります。
- 令和3年度の道の事務・事業における温室効果ガスの排出量は前年度から2.3%減と着実に減少していますが、目標達成に向けては引き続き、使用電力量の削減など道自らが環境負荷の低減に向け、率先して行動する必要があります。
- 令和3年度のYES!clean作付面積は16,190haとなっており、平成29年度以降減少傾向にあります。引き続き、有機農業の取組と合わせ、作付面積の拡大に向けて、産地への働きかけや消費者・流通業者へのPRによる消費拡大に取り組む必要があります。

（今後の取組の方向性）

ア 環境に配慮する人づくりの推進

- 環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進めるため、引き続き、指導者の育成や効果的な活用、地域での学習活動に対する支援、学校教育における環境教育の推進に取り組みます。
- 民間団体等による自発的な環境保全活動を促進するとともに、関係団体の協働による活動を進めるため、環境道民会議による取組や企業との協定による事業の実施、「北海道環境サポートセンター」の運営などを行う（公財）北海道環境財団の取組に対する支援などを行います。

イ 環境と経済の好循環の創出

- 環境に配慮した事業活動を進めるため、北海道グリーン・Biz認定制度などにより企業による自主的な環境保全の取組を促すとともに、道自ら率先して環境配慮の推進に取り組みます。
- 環境と調和した産業の展開に向け、クリーン農業や有機農業の推進に取り組むとともに、林業、水産業、観光産業などで、「地産地消」や「地材地消」など産業の発展と環境負荷の低減の両面に資する取組を進めます。
- 環境ビジネスの振興のため、環境・エネルギー関連機器の技術開発・製品開発に対する補助や環境関連産業への参入促進等に向けた支援や関係者の連携強化、施設整備の促進などに取り組みます。

ウ 環境と調和したまちづくり

- 持続可能で質の高い暮らしの場を目指し、北方型住宅やネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）など環境に配慮した住まいづくりなどを進めます。
- 無秩序な開発を抑制し、環境に配慮した土地利用を促進するため、一定規模以上の開発行為に対し、環境影響評価を行うなど各種開発許可制度を適正に運用します。

エ 基盤的な施策（調査研究・情報提供・国際的な取組）

- 地域の環境問題の解決に向け、（地独）道総研と連携し、実態把握や技術開発などの調査研究を進めるとともに、環境に関する施策や各種調査結果など情報の収集・提供に取り組みます。